
◎開会の宣告

○議長(細川勝弥君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名です。定足数に達していますので、平成30年第1回新ひだか町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長(細川勝弥君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(細川勝弥君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番、池田君、13番、福嶋君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(細川勝弥君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの11日間とし、うち3月10日、11日は休会といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から3月16日までの11日間とし、3月10日、11日は休会とすることに決定いたしました。

◎行政報告

○議長(細川勝弥君) 日程第3、行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

【町長 酒井芳秀君登壇】

○町長(酒井芳秀君) おはようございます。それでは、お手元の行政報告書に基づきまして、私から報告を申し上げます。

初めに、低気圧による被害状況についてであります。平成29年12月25日から12月26日の低気圧による暴風の被害。次のページへまいりまして、平成30年1月2日の低気圧による降雪の被害。平成30年1月9日から1月10日の低気圧による暴風の被害。平成30年1月23日の低気圧による強風の被害。次のページへまいりまして、平成30年2月5日から2月6日の低気圧による大雪の被害状況は記載のとおりでありますので、ご覧願います。

次に、JR日高線沿線自治体からの意見要望の聴取等に関する要望活動についてであります。JR日高線沿線自治体からの意見要望の聴取等について、日高町村会の構成町長とともに、記載のとおり要望活動を行いました。

次に、JR日高線の早期運行再開と地域公共交通に関する緊急要望活動についてであります。

J R 日高線の早期運行再開と地域公共交通について、日高町村会の構成町長とともに、記載のとおり緊急要望活動を行いました。

次に、大雪による農業被害対策に関する緊急要望活動についてであります。大雪による農業被害対策に関する支援について、新冠町長とともに、記載のとおり緊急要望活動を行いました。

次のページをおめくりください。枝肉共励会における出品牛の入賞についてであります。平成 29 年 12 月 13 日に東京都中央卸売市場食肉市場で開催された、第 17 回全国中核和牛生産者枝肉共励会において出品された 88 頭中、本町和牛センターから出品された 1 頭が優良賞に、平成 30 年 2 月 23 日に同市場で開催された第 7 回名人会肉用牛枝肉共励会において出品された 93 頭中、本町和牛センターから出品した 1 頭が、優良賞に入賞いたしました。

次に、寄附についてであります。記載のとおり 3 件の寄附がありました。寄附者のご厚志に感謝申し上げ、有効に活用させていただきます。

次に、工事にかかわる入札の執行についてであります。記載のとおり 2 件の工事にかかわる入札を行いました。なお、詳細は別添資料のとおりであります。

次のページへまいりまして、委託業務にかかわる見積もりの執行についてであります。記載のとおり 3 件の委託業務にかかわる見積もりを行いました。なお、詳細は別添資料のとおりであります。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長(細川勝弥君) 行政報告の質疑については、議案審議後といたします。

◎委員会審査報告

○議長(細川勝弥君) 日程第 4、委員会審査報告を議題といたします。

さきに付託の議会案第 2 号 新ひだか町町民投票条例の制定について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 池田君。

[総務常任委員長 池田一也君登壇]

○総務常任委員会委員長(池田一也君) おはようございます。

平成 30 年 3 月 6 日

新ひだか町議会議長 細川勝弥様

総務常任委員会委員長 池田一也

委員会審査報告書

新ひだか町町民投票条例制定に関する委員会審査報告。本委員会に付託の事件について、会議規則第 77 条の規定により報告をいたします。

記

- 1 付託事件 議会案第 2 号 新ひだか町町民投票条例の制定について
- 2 審査結果 否決であります。
- 3 審査意見 本委員会に付託された新ひだか町町民投票条例の制定について、その内容を審査した結果、条例の内容が合併前の静内町町民投票条例を踏襲した条例であること。また、近年の地方自治を取り巻く行政等に対応するため、まちづくりの最も尊重すべき規範として、平成 25 年 1 月 7 日に制定された新ひだか町まちづくり自治基本条例との整合性を欠く内容となっている

ことから、本委員会としては、町民投票条例の必要性について否定するものではないものの、今回付託された条例については、否決するものに決定をいたしました。

以上、総務常任委員会における審議結果といたします。よろしく願いいたします。

○議長(細川勝弥君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

20番、川合君。

○20番(川合 清君) 委員会報告について、2、3確かめたいことがあるので、お答えいただければと思います。

まず第1点は、合併前の静内町町民投票条例を踏襲した条例であることが、否決の一番目の理由に挙げられているんですが、静内町町民投票条例は、そんな欠陥のある条例ではなかったかと思っておりますが、どこが悪くて静内町町民投票条例を踏襲した条例で、ということで否決されたのかお答えいただきたいのが第1点です。

二つ目は、新ひだか町まちづくり自治基本条例との整合性を欠く内容となっていると述べられて報告されたんですけど、まちづくり自治基本条例も町民投票条例も広く町民の意思を集約するということが基本に置かれているというふうに思っているんですが、自治基本条例との整合性を欠くという事項はどういうところにあるのか、具体的にお答えいただきたい。

それから3点目は、町民投票条例の必要性について否定するものではないというふうに述べていながら否決されたんですけど、この条例案が付託されたのは27年6月26日なんですよ。それから2年半経って否決されたということなんです。場合によっては、この委員会審査報告を早く否決の報告をして、再度、新しいものの提出を願うという機会はあったというふうに考えているんですが、それらについての考え方をお答えいただきたいと思います。

○議長(細川勝弥君) 総務常任委員長 池田君。

○総務常任委員長(池田一也君) 質問に対して答弁をさせていただきます。

まず、静内町にあった町民投票条例、これを踏襲したところにどこに欠陥があったのかというところですけども、欠陥があった、なかったというような審査はしておりません。要するに、先ほどの審査意見にも述べさせていただきましたけども、あくまでも、近年の地方自治を取り巻く情勢ですとか、まちづくり基本条例との整合性、そこをもつての審査でございました。ですから、特に旧静内町の町民投票条例にここが欠陥があるからとか、そういう意味ではございません。また、三石町時代の町民投票条例もありましたけども、中身に年齢ですとか、いろんなところで若干の違いがあったというところもあわせて審議をさせていただいております。どこに欠陥があったのかと聞かれましても、ここですというお答えはできません。

2番目のまちづくり自治基本条例との整合性に欠くというところですけども、先ほどの答弁の繰り返しになりますけども、その審査意見に書かれている内容のとおりであります。

3番目の必要性を認めているが否決としたと。ただ、審議に2年半もかかっている、早く報告すると新しい別な方向が出てきたのではないかというご意見もごもっともだと思っております。ただ、総務常任委員会で精力的にやらせてはいただきましたけども、結果としてこの時期になってしまったと、もっと早く出せるよう委員長の私としては、私の努力がもう少しあれば、もうちょっと早く出されたかもしれませんけども、残念ながらこの時期になってしまったということでございます。

○議長(細川勝弥君) 20番、川合君。

○20 番(川合 清君) 私の聞いていることに何も答えてないんじゃないですか。だって合併前の静内町町民投票条例を踏襲した条例であるから、否決とするというふうになっているんですよ、違いますか。否決の理由を3点にわたって述べているんですが、そのうちの1点のどこに踏襲した条例であるから否決したって理由はどこにあるのかと、どこにもありません、欠陥もありません。だけど、結論は否決だという答弁は答弁になってないんじゃないですか。それから、どういう整合性を欠くのかと聞いたら、整合性を欠く具体的な理由は何もない。

二つ目の否決の理由も何もない。ただ、町民投票条例を否決するだけのことにしかならないのではないかと、私は思って聞いているのにそれもない。

三番目に至っては、そういう可能性があったかもしれない。そんな委員会審査報告は、ないのではないですか。再度きちっとした答弁を求めます。

○議長(細川勝弥君) 総務常任委員長 池田君。

○総務常任委員長(池田一也君) 答弁といたしましては、先ほど述べたことと変わりはありませんけれども、理由とはならないというご質問でしたけれども、私は理由となっていると思って答弁をしているんですけども、どこまで言いましても審査意見に書かれているとおりでございます。また、静内町町民投票条例を踏襲した条例である、と言って否決の理由がないということではなく、その後書かれております審査意見のとおりという審査をもちましてそのような決定をした、ということであります。

あと、まちづくり自治基本条例の整合性の部分ですね。それもこの審査意見に書かれておりますけれども、整合性を欠くというところが内容も委員会として審査をさせていただきましたけれども、そういう意味で内容を欠く部分があったことからということでございます。審議の内容ですとかは、多々ありますけれども、この審査内容となっております。内容と言われましても、そのときの委員会で多々意見が出ましたし、それを総合すると、このような審査意見になるということでございます。

あと、報告が遅れたとは思っておりません。精力的にやらせていただいて結果的にこの時期になったということで、先ほど申し上げましたけれども、早くする努力はしたつもりではおりますけれども、この時期になったということで重ねてそこら辺はお詫びと言いますか、委員長としての、委員会を早く結果をもたらしめれなかったというところは、今回で終わってしまいますけれども、それはもう少し早くすればよかったなど、私の私見、感想は思っております。

○議長(細川勝弥君) 20 番、川合君。

○20 番(川合 清君) これが最後ですけど、何も答えないですよ。委員会で審査してこういう意見を付したんだ、こういう理由で否決したんだ、と言っていますけど、静内町町民投票条例を踏襲したのは何が悪いんですかって聞いているんですよ、具体的に。それから、自治基本条例との整合性を欠くというふうに言っていたら、総務常任委員会でここと、ここと、ここと整合性に欠けるといふんだったら、少なくとも2つや3つの整合性がとれない部分は指摘すべきじゃないですか。文書にしなかったら、聞かれたらそれについて答えるというのが委員会審査報告を行った者の責任だというふうに思うんです。何もそれらの疑問に答えなくて、否決だけの結論だけを押しつけるのは、到底承服できません。少なくとも整合性の欠く、まちづくり自治基本条例と整合性のとれないところは、ここと、ここと、ここですという3カ所や4カ所はぜひ指摘していただきたいです。

○議長(細川勝弥君) 総務常任委員長 池田君。

○総務常任委員長(池田一也君) 繰り返しになってしまいますけども、静内町時代の町民投票条例を踏襲した条例であるというのは、出された条例案についての話です。それを踏襲した上でこういう結果になった、ということで、特にどこに欠陥があったとか、そういう旧静内町から出ている条例のどこに欠陥があったとか、そういうことは一切話は出ておりません。その出てきた案に対して、今の情勢、時代を自治基本条例だとかに合えるものなのか、というところが審査をしたところでございますので、よろしく願いをいたします。

それとどこが整合性を欠くのか、というところですけども、中身についても審査をさせていただきました。どこがと具体的にという質問ではありましたが、最初の目的ですとか、第1条、第2条、逐一、一つ一つやってきましたけども、自治基本条例との絡みを考えると目的である条文の言葉、そして、例えば、1条、2条と続いていく条立て、そこまでもやはり自治基本条例と合うようにとすると、これを審査いたしますと、その条立ても変わってくる。文章も中の文言も変わってくる。そういうところでどこが、どこが、というふうな質問ではありましたが多々ありまして、ここで数々挙げると時間かかってしまいますので省略をいたしますけども、少なくとも言えるのは、前文と条立ても変わるぐらいのものになると、我々審査の中では、ここを変えるべきだ、ここも変えるべきだ、というところで多々あったというところでございます。

○議長(細川勝弥君) ほかに質疑ありませんか。

13番、福嶋君。

○13番(福嶋尚人君) 池田委員長が苦勞して答弁されていたんですけども、委員会記録を精査した池田委員長、本当にご苦勞されております。それについては敬意を払いたいと思います。ただ、総務常任委員会の議事録を読んだら、そもそも町民投票条例そのものがいないという議論をされている委員もおられるんですね。付託した趣旨を全然履き違えて、その中で池田委員長は大変苦勞された。私はこれをまず指摘したいと思います。川合さんの質問に対して池田委員長大変苦勞されていましたが、旧静内町の町民投票条例が何ら欠陥がないというなら、そのまま川合さんがおっしゃったとおり出せばいいんですよ。ところが、議事録を読むと、皆さんかなり意見言っているんですね。それを言うと、ちょっと差しさわりがあるのかってことで、私の推測では、池田委員長が優しくオブラートに包んでおっしゃったんじゃないかと。私は、池田委員長には、重ね重ねご苦勞したと思います。それで、欠陥がないというのであれば、そのまま出せばいいんです。出さなかったら、町民に対しての説明がつかないと思います。

そこで質問をさせていただきたいんですけども、これ一部修正・委託した場合は、修正ということもできると思うんですね、修正を。否決でなくて。なぜこの修正をしなかったのか、ということをお聞きしたい。

それと、この委員会の審査を見てみますと、自治基本条例の第17条を根拠にして、町民投票条例がおかしいんじゃないかと。専ら自治基本条例の17条を根拠にして言っているんですよ。例えば、まちづくり基本条例は憲法と同じ位置づけで、そこが上位でそれ以外は個別。根っこは自治基本条例じゃないとだめだとか、まちづくり自治基本条例が憲法との最高規範だとか言ってるの、最高規範ね。ところが、まちづくり基本条例の中には、条例が最高規範なんて文言どこにもありませんよ。それを根拠にすると、17条の町民投票について規定しているんで、これは町長が条例で投票条例を定めることができるとしかここには書いていないんですよ。それなのに条例を定め

て17条だけで、この私たちが提案した町民投票条例を解釈して、目的が違うとか、いろいろ言ってます。17条は、町長の町民投票条例についての規定だけなんです。それを何で最高規範だとか、ここ解釈して違うとかって言えるんですか。17条に町長の投票条例についての規定ですよ。これを根拠だけにして総務常任委員会では論議しているんです。そもそも間違っていないですか。これについて発言した委員、答弁してください、きちんと。

それと、条例は21条の条文を出しました。そのうち何条がこの総務常任委員会でおっしゃる整合性を欠くのか、すべての条文を検討したんですか。それと、まちづくり基本条例も条例一筋しかありません。この中で自治基本条例が、あたかも上位の条例であるようなことをおっしゃっていますけども、その根拠はどこにあるんですか。このまちづくり基本条例の中に、どこにあるんですか。条例は上位と下位があるんですか。これについて明確に言った議員がいますから。私、議事録を見て言っていますから、きちんと答えてください。以上です。

○議長(細川勝弥君) 総務常任委員長 池田君。

○総務常任委員長(池田一也君) まず、要らないと言っている方がいただろうと言う質問でございました。その要らないと言っている意味は、町民投票条例が要らないと言っている意味ではありません。町民投票条例の必要性は、私ももちろん含めてですけれども、総務常任委員のメンバー全員が、この必要性は認めております。そういう意味ですから、要らないと言っている議事録をご覧いただいたということですが、その要らないと言った意味は、この付託された条例案が、また審査意見の繰り返しになりますけども、その、情勢ですとか、自治基本条例とのね、整合性ですとか、そういうものを付託されて見たときに、これは整合性を欠く部分がいっぱいあるんじゃないか、ということで中身を審査する前に、案の中身を見たときにそういうことを感じる委員の方々が複数名いらっしゃいまして、そういう意味で要らないんじゃないか、という発言に至ったと思っております。

そして、要らないという意見もありましたけども、じゃあどこが整合性を欠くのかとか、もう少し中身についても審査しようじゃないかと。最初から要らないじゃなくて中身をちょっと精査して、変えられるところがあれば変えて、先ほども質問出ていました一部修正という形にもひよっとしたらなるんじゃないか、ということで努力をさせていただいたつもりであります。一部修正だとか、それは審査結果はあろうかと思えますけども、審査を進めていた結果、どこどこを修正したらいいんじゃないか、っていう意見が、あそこも、ここも、どこもという形で、かなりの量の修正となったものですから、これは1つ変えようが、99パーセント変えようが、一部修正という言葉になるんでしょうけども、これは変わり過ぎだろう、ということで否決という結果になったということです。

条例の自治基本条例が最高規範だ、というところは私が今ここで説明する必要もないと思っっているんです。従前から、このまちづくり自治基本条例がこの議会で議決をされる、それに対する審査、審議の中でも、多々それは説明の中で出てきたことだと思っておりますので、これは最高規範だと、その自治基本条例の中に最高規範だとうたっていないかもしれませんが、これは最高規範であるものというものは皆さんがお認めいただけることと思っております。

あと、17条の中にはまちづくりに極めて重大な影響を及ぼす事項というふうに書かれております。その町民投票が必要となる時という条項ですけども、この部分ですとかを審議をしたものですから、これをどう変えるとかどうするかということじゃなくて、やはりここは自治基本条

例の中の町民投票条例に関する、ここの部分というのは一番大きなものだろうというところで、ここを重点的に審議をさせていただいております。

以上、質問の答弁で、答弁漏れがあったらご指摘をいただければと思います。

○議長(細川勝弥君) 13番、福嶋君。

○13番(福嶋尚人君) まず、最高規範でことは、この自治基本条例の最初の、私なりの理解ですよ。最初のときには、最高規範だという条項があったんですけども、最高規範は憲法だけでないのかと。最高規範という文言を使うのは不適切でないかということで、そこで規範というふうに変更したはずですよ。ですから、最高規範という文言はありません。しかもですよ、条文を解釈するときには、条例の中の文言で解釈すべきなんですよ。その無いものにくっつけて言うのは、いかに総務常任委員会といえどもおかしいんじゃないでしょうか。まちづくり自治基本条例の中と私たちが提案した条例案が違うというなら、まだ納得できますよ。内容にもない最高規範という言葉を使って、やるのはおかしい。それについて答えていませんので、ぜひ答えてください。

あと、17条は、17条はですよ、町民投票については、一番頭に「第17条 町長はまちづくりに極めて重大な影響を及ぼす事項について、条例により町民投票を行うことはできる」って言っているんです。この規定なんですよ。これは町長が条例制定権をここに持ってきただけなんですよ。それを基本にして、私たちが提案した条例が第17条を基本にしておかしいんじゃないかっていうのは全くのでたらめですよ、と思いますがいかがでしょうか。それと、私は先ほど言ったとおり、21条のうち第何条まで審査して、委員長おっしゃったとおり修正は修正ですから、99パーセント修正でもいいんですよ。そういうことで必要であるならば2年半もかけたんですから、修正案としてこれを出していただければよかったですよ。どこまで審査したんですか、2年半で。答えてください。

○議長(細川勝弥君) 総務常任委員長 池田君。

○総務常任委員長(池田一也君) まず、この自治基本条例が最高規範であるというところは、何といたうんでしょうか、ここで、こうこうこうで、最高規範だよっていうところ、総務常任委員会の、この私の今の答弁で言う話ではないんじゃないのかなって思っているんです。それは、さっきも言いました自治基本条例の制定のときの質疑がありました。そのときの説明で私よく覚えているのは、国には法律があると、法律の中でも憲法という上位法があるという話をされております。ですから、条例の中で、この町は法と言えは条例ですから、条例の中で最高規範がこの自治基本条例であるということで、恐らくこれは常任委員メンバー全員が納得、そう思っているうえだからこそ、こういう審査結果となった。こういう意見になったというふうに思っております、どこに書いてあるんだと言われても、自治基本条例が最高規範であるということは間違いないところだと思っております。

あと、17条に関しましては、どういうときに町民投票ができるのかというところを書かれているところではありますけども、17条の部分は町長が発議する部分と、それ以外にも町民生活、例えば、いろんな事例を見たんですけど、いろんな町のものも比較対象とさせていただいたんですけども、いろんな他の条項も必要となる部分もありました。要するに、旧静内町の町民投票条例にまた増やさないきゃならない部分も出てくるんじゃないかという意見もありました。ですから、その一部修正でもよかったんじゃないかという答弁にちょっとかかりますけども、何条までやったんだと言われると、23条立てでしたか。そのうちのかなりの部分というか、少なくとも3分の

2 ぐらいまではやりましたけども、もうそこまで行くまでにもかなりの時間を要しましたし、そこまで行くまでの間で、もうこれほど変わるのであれば、一部修正とはならないんじゃないかと。先ほど川合議員の答弁にもさせていただきましたけども、新しい条項も加わったり、条立てが何条って書いてあったものが、さらに上に、もっと前に持ってこなきゃならない、この条項を後にしなきゃならない、その条立ても変えなきゃならない、という部分までも話をしましたので、そこまで行くと一部修正ということにはならんだろうということ、今回の審査結果のように否決ということにさせていただきました。以上です。

【何事か言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 質問に対しての総務常任委員長の答弁だと思いますけれども。

13 番、福嶋君。

○13 番(福嶋尚人君) 条文は、失礼ですけど総務常任委員会は、それは条例とか法律のスペシャリストですよ。私はスペシャリストじゃないから間違っって質問しているかもしれませんよ。スペシャリスト総務常任委員会の総務常任委員長に対して、こういう指摘するのは大変失礼だと思いますけども、条例や条文の解釈は、そこの条例に書いてあることだけで審査すべきなんですよ。書いていないものを勝手に、臆測のようにつけて解釈していいんですか。最高規範なんてだれも認識しませんよ。最高規範という文言を削ったんだから。17 条で、すべてこのうちの町長の町民投票条例制定権、ここを根拠にして、1 条から 3 条か 4 条までやっているんですよ、違いますか。

そして、先ほどですね、私はあまり池田委員長を責めたくないんです、本当は。池田委員長は、非常に丁寧にやろうとしたけども、さきほど言ったとおり、付託の趣旨をわきまえない議員等がいて池田委員長が苦勞したことは、私大変知っています。だから、池田委員長以外にそういう発言をした議員がほっかぶりをして委員長にあたかも全部やるっていうのは私はおかしいと思う。委員だって答弁したって構わないんですから。それで、何パーセントやったかという、先ほど一番最初に池田委員長は、99 パーセントでも一部修正だとおっしゃいました。ですから、修正した分を修正した分を出していただければよかったんですよ。そして、私のこの条文を審査した意見を見ると、専ら 1 条から 4 条ぐらいまでやっただけで、あとは、ほとんどもう先ほど委員長がおっしゃったとおり、町民投票条例については欠陥がないということでやってるはずなんですよ。ですから、そのまま 2 年半もかけてやったのは、何て言うんですかね、きちんとした修正案っていうのは出てくるべきなんですよ、出てきてるはずなんですよ。私は、見るとですね、いいですか、議会運営委員会でも、あるいはその後の議会でも、この町民投票条例は必要だと。ただし、制定から時間が経っているので文言の整理、文言の修正、あるいは、不釣り合いになったかもしれないものがあればそれを修正すると。そういう趣旨で総務委員会に付託したはずなんですよ。ですから、最初は、第 1 条から総務常任委員会でやったはずなんですよ。それなのに、途中からわけのわからない委員が付託の趣旨を、わきまえないで言ったりして、いつの間にか議論が混乱して、いつの間にかこのような結果だったと思いますよ。ですから、発言した議員も自分たちで発言したんですから、委員長にばかり責任を負わせないで、第 17 条がって言った議員が、きちんと答弁してくださいよ。17 条を基本にして、あなたたち全部解釈したんだから。違いますか。委員長にばかり押し付けないでくださいよ。

○議長(細川勝弥君) 総務常任委員長 池田君。

○総務常任委員長(池田一也君) 押しつけられているつもりはありません。私は委員長ですから、

すべて私からまずお答えをしようと思っております。

それで、この町民投票条例が最高規範かどうかというところは、この条文に最高規範と書かれてないと福島議員はおっしゃいますけども、自治基本条例というのは法で言うと憲法だと。町の条例で言うと最高規範だということは、自治基本条例そのものがそういうものなんだということで、この自治基本条例が制定されたあの日からもう既にそういうことで、僕は、皆さんの思いは統一されていると思っております。常任委員のメンバーもそのような、まずは最高規範だということの理解から始まっております。ですから、自治基本条例の中に最高規範という文字がないと言われても、自治基本条例というのはそういうものなんだという理解でおります。

それと、要らないと言った委員がいるだろうというお話でした。先ほども言いましたように、はなから要らないという意味ではありません。それは誤解をいただかないようお願いいたします。町民投票条例の必要性というのは、全員の総務常任委員は、そのことは思っております。ですから、ただただつくればいいというものではもちろんありません。中身のことも考えなければならぬということで、中身を考えたときにもう要らないんじゃないかと言う人もおりましたのも事実ですけども、いやいや中身もちゃんと審査しましょうよと、その上で要る、要らないですとかも含めた審査意見をつけて、審査結果に持っていかなきゃならないだろうという意見も多々あったものですから、この中身の審査というものに入っていったというものです。先ほど私、99パーセントでも中身を変えてでも一部修正という審査結果はあるよと、私申し上げました。ただ、それは99パーセントというのは極論だとしても、その中身が相当数変わっているわけです。それで繰り返しなっちゃいますけども、条立ても変わっている、増えた部分もある。そうすると、その変わった部分をすべて書いて、それを一部修正ということにするよりも、この際、ここまで変わると一部修正と言えども変わり過ぎではないかという中で、委員会の委員の中のご意見として、この否決という結果にしようじゃないかというご意見が大勢を占めたということで、今回は一部修正とせず、否決という審査結果を持たせていただきました。

あと、17条ですけれども、あくまでもそういう条立てになっておりますけども、その中で町民投票条例が特に町長だけがとか、そういう形で権限だけを与えたものではないと解釈をしております。そういう意味で17条、17条と言われるかもしれませんが、やはり町民投票条例に関して、今回は提案をしていただいておりますので、17条のところに趣が行くというのは私は当然だろうと思っておりますし、そこは慎重に審議をさせていただいたと思っております。

○議長(細川勝弥君) ほかに質疑ありませんか。

18番、下川君。

○18番(下川孝志君) 私は、この審査結果については、納得できるような内容でないので質問させていただきますけども、今の答弁内容を聞いていても、こういうようなものが付託されて審査したっていう場合は、これは例えばの例ですけども、当然提案した人は、新ひだか町まちづくり自治基本条例があることがわかっていたとしても、新ひだか町町民投票条例が必要です、って出しているわけですよ。そうしたら、委員会で付託されたら出されましたけれども、その必要性は認めないから否決するというなら私わかりますよ。けれども、ここの意見では、町民投票条例の必要性については、否定するものではないけど否決するっていうのはこれは町民が聞いたら納得できるような答えではありませんよ。やはり、どんな審議をしたとしても多数決で決めようが、全員一致であろうが、そのことではなくて、結論を出したら委員会としての責任ですから、出さ

れたものが不必要だから否定するという、やっぱり明確な意見をつけるべきであって、必要性は認めるけどということは、認めているんだったらどうしてってことを町民の立場になれば思いますよ。私は、そこの結論の出し方、ここの意見書の結論の書き方は町民が聞いて納得できるかなと思うと納得できないと思いますので、その辺をもう一度答弁お願いします。

○議長(細川勝弥君) 総務常任委員長 池田君。

○総務常任委員長(池田一也君) 条例の必要性は、先ほども言いましたけども、全総務委員が感じております。それは、声を大きくして申し上げておきたいと思います。だけど審議結果は否決となっているということで町民に対して説明がつくのか、ということですけども必要性を認めているんです。ただつくった以上は、それが運用されますよね。やはり、中身もあわせて、当然ながら審議をしなければならないということで、今回は表題としてのその町民投票条例という必要性を認めます。ただ条例の中身というものが、今の審査意見にも書かれているとおりに、なかなかそぐわないところがあると。やっぱり、つくれば良いというものではないと思っています。中身が大事。表題も大事でしょう。それはもちろん条例の必要性大事です。ですけども、中身をちゃんと審査した上で、中身ももちろん必要なものだ、すべてをまとめてこの条例が必要だとなれば、もちろん可決となったんでしょけども残念ながら中身という部分で、我々審査していただいた以上は、いろいろ大きく変わるところが多々あるものですから、否決という結果となったということで、町民に対してもこれは説明をしていかなければならないところでしょうし、重ねて申し上げますけども、特に町民投票条例を要らないと言ったというつもりはしておりません。

○議長(細川勝弥君) ほかに質疑ありませんか。

18番、下川君。

○18番(下川孝志君) 意見書の答えをどう書こうか、どう言おうかってことはいいですよ、いろいろなやり方が。別に付託された内容というのは、タイトルが正しいから悪いからを審議すれということではないわけですから、当然内容に問題があるんなら、そこを指摘して、こうこう、こういう部分については、整合性という中途半端な言葉ではなくて、きちっとこれについては審議したけれども認められるようなものでないから否決しましたって明確に書けばいいし、明確に説明すればいいことじゃないんですか。でも、今、委員長の答弁を聞いていると、あたかも良い部分はあるけど、内容に問題があるというなら、問題があるところを指摘するべきではないですか。そこをどこが悪いんだと、委員に聞かれたら、それはぶつかることもあるかもしれませんが、そのどこか違うかをちゃんと質問に対して答えないと中身がわからないじゃないですか。私は、そのところをきちっと審査意見書にも明確に書くべきだし、答弁も明確にすべきだと思いますけれども、私が聞いていても、先ほど福島議員の質問に対しての答弁を聞いていても、納得できるような、すっと落ちるような答弁ではありませんでしたよ。やはり私は、明確性が必要だと。もし、委員長が代表として答えるのは筋ですからいいですけども、それが委員の方々だって発言を禁止されているわけではありませんから、こうこう、こういう話し合いの中で決まったんですよということを補充する人がいてもいいと思いますけれども、委員長の答弁だけだったら、ただ繰り返し、繰り返しをやるような形ですので、最後に、きちっとその辺を明確にすべきだと私は思いますけども、出せない理由が何かあるんですか。

○議長(細川勝弥君) 総務常任委員長 池田君。

○総務常任委員長(池田一也君) 本当に、ここまで来ると繰り返しになってしまうかとは思って

すけども、タイトルさえあればいいというものではもちろんないですし、中身が伴わなければならない。ここは、重要なところだと思っております。ですから、必要性は感じておりますけども、中身の部分でということでもあります。どこが変わってどう変わったのか、というのを明らかにすべきではないかというところは、審査意見に具体的な部分は書いておりません。これを披れき審査意見として付すとすれば、相当な長文になります。かなりの数が変わっているんです。どこが、どこがということも必要かもしれませんが、相当変わっているんです、相当。ですから、どこが変わっているかというものは、常任委員会の議事録などを見ていただければわかるかと思えます。常任委員会としてまとめさせていただいたものがありますけども、これを審査意見につけるのかとなればそうはならないと思えます。審査意見というのは、あくまでもこういうものだと思っておりますので、言える範囲は決まっていはいないと思っておりますが、精いっぱい私も言わせていただくと、大部分変わったから、これは一部修正というよりも否決をする。どこがどうこうじゃありません。相当変わりました。我々の意見の中ではね、変わっているんです。ですから、それはお分かりいただきたいなと思っております。

○議長(細川勝弥君) ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これから、採決を行います。本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決を行います。この採決は、起立によって行います。

議会案第2号 新ひだか町町民投票条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【起立する者少数】

○議長(細川勝弥君) はい、着席ください。起立少数であります。

よって議会案第2号は否決されました。

◎委員会審査報告

○議長(細川勝弥君) 日程第5、委員会審査報告を議題といたします。

さきに付託の議案第7号 新ひだか町第2次総合計画の策定について、委員長の報告を求めます。

総合計画審査特別委員長 志田君。

【総合計画審査特別委員長 志田 力君登壇】

○総合計画審査特別委員長(志田 力君)

平成30年3月6日

新ひだか町議会議長 細川勝弥様

総合計画審査特別委員会委員長 志田 力

委員会審査報告書

平成29年12月15日第6回新ひだか町議会定例会において、本委員会に付託の事件は審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1 付託事件 新ひだか町第2次総合計画の策定について

2 審査結果 原案を可決すべきものと決定した。

3 審査意見 平成23年の地方自治法の改正により、地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るために地方公共団体にその策定が義務づけられていた基本構想が廃止され、それぞれの地域の実情に応じた実効性のある計画の策定が求められる中で、本町においては総合計画審議会の設置やパブリックコメントの実施など、計画の策定に当たり町民の参画機会を広く設けたほか、基本計画においてはそれぞれの分野で目標値を設定し、進行管理を行うこととしていることについて、評価するものである。

日本全体が今までに経験したことのない超高齢化社会を迎える中で、本計画が形がい化することなく新ひだか町の将来を見据えた、持続的で安定的な自治体運営の指針として着実に進捗されることを強く望み、新ひだか町議会総合計画審査特別委員会の審査の結果、次のとおり意見とする。

記

1. 意見

総合計画を将来にわたる町の行政運営の指針と位置づけている一方で、最も重要な指標である将来人口については、新ひだか町人口ビジョンに基づくものとされているが、近年の本町の人口動態を見ても目標値が過大であるとの意見も多く、今後、各種施策を展開するうえでも重要な指標となるものであることから人口増に結び付ける施策を展開しながら、人口の推移を的確に見極め、計画期間中の計画見直しを含めて、計画の推進に当たられたい。

なお、計画に基づく施策の推進に当たり、参考意見を付しておりますが、説明を省略させていただきます。

以上、総合計画審査特別委員会における審議結果といたします。

○議長(細川勝弥君) これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 次になしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから採決を行います。議案第7号 新ひだか町第2次総合計画の策定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対するに委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 異議なしと認めます。

よって議案第7号 新ひだか町第2次総合計画の策定については可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。10分程度休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時39分

○議長(細川勝弥君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎委員会審査報告

○議長(細川勝弥君) 日程第6、委員会調査報告を議題といたします。

議会改革に関する調査研究について、委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 進藤君。

[議会運営委員長 進藤 猛君登壇]

○議会運営委員長(進藤 猛君) まず、冒頭に委員長の不手際から休憩を取らせていただいたことについて、お詫びを申し上げたいと思います。

それでは、報告をいたします。

平成30年3月6日

新ひだか町議会議長 細川勝弥様

議会運営委員長 進藤 猛

委員会調査報告書

本委員会は、議会改革につき調査を実施したので、その結果を会議規則第77条の規定により、次のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件 議会改革に関する調査・研究
- 2 調査の概要 別添「議会運営委員会調査報告書」のとおり
- 3 調査の経過 別添「議会運営委員会調査報告書」のとおり

議会報告に関する議会運営委員会の調査報告については平成26年8月1日から平成30年2月21日まで、当委員会で実施した標記に関する調査結果を会議規則第77条の規定により報告をするものでございます。

当委員会では、平成25年度に作成をした議会改革骨子の基本的な理念及び平成26年3月11日の議会運営委員会調査報告書の内容を理解をし、平成26年8月1日に議会改革に係る第1回目の委員会を開催して以来、29回にわたり委員会を開催し、現状の把握と問題点の抽出、議会のあり方について調査を行うとともに、議員定数についての協議では、研修会の開催やアンケート調査を実施するなど、町民の意見を反映させるための取り組みもあわせて行いました。

また、該当調査の取り組みを広く紹介し、議会の見える化を推進するため、議会白書の発行、更に議会運営委員会が所管をし、議会報告会を初めて開催をいたしました。今後においても地方分権と社会状況の変化に即した、議会として町民が参加できる開かれた議会を目指して、継続をして、議会改革への取り組みが進められることを望むものであります。

なお、調査の経過、項目ごとに取り組んだ改革の内容等については、調査報告書をご覧ください、説明を省略をさせていただきます。

以上、運営委員会報告といたします。ご審議よろしくお願いをいたします。

○議長(細川勝弥君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

18番、下川君。

○18 番(下川孝志君) 私は、この委員会が改革に向けて、ある程度、議員定数であったり、町民に向けて開かれた議会という努力をされたことは認める面もありますけども、私はこの中で唯一無所属ということで、会派に属していませんから議運にも入れてもらえませんですし、部屋もありませんし、そういう意味では、その辺の改革もどこかでなされるのかなということありましたけど、私に対する改革は一度も話題に挙がったことも聞きませんでしたけれども、不満ではありましたけれども、知り合いの公明党議員のところに居候してもいいということであったり、前半はいろんな報告が一切ありませんでしたけれども、私が無所属であったとしても、議員としての立場は他の議員と同じなわけですから、きちんと報告をしてくださいということから、後半は、それは正式なものではありませんけども、池田議員から議運での流れ等について報告を受けた経緯はありました。しかし、私がそれに対して意見の言う場というものがないので、ここで質問をさせていただきたいと思います。

まず、1 点目は、議会報告会もありましたし、私は個人的ないろんな町民とのお付き合いの中でも一番強く印象に残ってて、なぜこれができなかったのか理解できないんですが、議会の本会議等が議会中継でもって見ることができますし、録画を見ることができる。町民のや、議会報告会でもありましたけれども、議員の活動の場もしくは議論の場というものを正しく把握するためには、常任委員会もぜひテレビ中継をしてくれという要望がありました。それも強くありました。しかし、前半では経費がかかるからとかいろいろ言っていましたけれども、中継の仕方によっては必ずしも多額なお金がかかるわけではない。やはり町民に知ってもらうためには、やはり各議員が常任委員会ですんなり議論してるのか、どんな発言をしてるのかっていうことを知る機会が多いほうがいいという思いも、私は今もしています。そういう意味では、よく、今回もありましたけれども予算審議であったり、いろんな審議のときに議長のほうからも担当の常任委員会の中で十分議論をしてくれという指導というか、述べられている経緯もありました。しかし、その常任委員会での議論の場がなかなか町民に知ってもらう機会が少ないということは事実です。なおかつ、担当常任委員会の委員は、例えば予算であったり本会議であったり、できるだけ発言を控えるようにということが言われています。ということは、ほとんど町民が常任委員会の流れについては傍聴をするか、又は議員が個人的な報告会をしない限り、なかなか知る機会がないというのが現状です。その現状は、多分私は認識しておられるから多分継続審議っていう調査をしましよというところになってると思いますけれども、町民に説明する意味で、常任委員会の中継というのが、改革できなかった理由っていうのはどこにあるのかを、まず第1点質問いたしたいと思います。

○議長(細川勝弥君) 議会運営委員長 進藤君。

○議会運営委員長(進藤 猛君) 今の下川議員の質問にお答えをしたいと思いますけども、これまで議運の中では、議会改革の中で、開かれた議会のあり方という中でですね、例えば本会議での中継等含めて検討してきました。その中に、当然私ども委員会としても常任委員会の放映化、いわゆる開かれた議会ということで常任委員会の中継も含めて検討した経過がありましたけれども、今下川議員がおっしゃったようにですね、その中では当然予算の伴う部分を伴っていきますので、これについては議会側としても町側と打ち合わせをしながら進めていかなければならないという立場の中で検討していることは検討しているんですけども、その辺の予算との絡みの中で、今回の議件の中では進めていけなかったと、こういう隘路があります。ただこれについては、先ほ

ど下川議員がおっしゃってましたけれども、町民の声の中からもぜひ常任委員会のいわゆるこの中継化、これについても検討してほしいという要望もありましたので、今後も議会改革の中でそのことも話題となりながら、当局も含めて検討していかねばならないというふうに思っています。

○議長(細川勝弥君) 18番、下川君。

○18番(下川孝志君) もう1点は、反問権についてなんですけど、これは私個人としても意見は出たことがありますけれども、その残念ながら委員会には入ってませんし、報告は受けてませんので、具体的にどういうやりとりがなされて、どんな検討がされたということがわかりませんでしたので聞くんなんですけど、町民の声の中からは、やはり議員の定数を減らすかどうかの議論のときもありましたけれども、ある意味では議員の質を上げるべきだという指摘を受けていることも事実です。また、その理事者側や答弁する側が、やはり質だって上げなきゃいけない。やっぱりそれが町民に対する、きちっとした開かれた議会であり、町民のための行政をやる側の立場でもあると私は思うんですね。そういう意味では今の時代ですから、ただどこかで個人的に調べた数字であったり、ある個人的な質問してくれと言われたから質問しましたで終わることなく、やはり反問権をきちんと認めることによって、あるいはその根拠をきちんと質したりということが出来る。そのことによってやはり、議員の質も上がってくるってこと。そのことによってやはり、町民に開かれた行政ができるかなって私は想いを持っていますし、実際に全国の中でも反問権を認める議会は幾つかあります。そういう意味では、この反問権ということが、もうちょっと強く認められるかなという、私個人的な希望を持っていたものですから、これが検討したけども、まだ反対意見があったということだろうけれども、その反問権が認められなかった経緯について、もし答えていただけたならば、そこの点についてお願いします。

○議長(細川勝弥君) 議会運営委員長 進藤君。

○議会運営委員長(進藤 猛君) 今の質問の関係、まず一つは、議員の資質を上げると、こういう部分については、議運の中でも、それぞれの中で研修会を行ったらどうだと、議員として研修会を行う。テーマを決めて研修会を行って、その部分についての勉強をしっかりとしようということを取り上げて、勉強会をしたこともありました。そういう意味では、今後ますますそういう町民の声からもありますので必要性があるだろうというふうに私も考えています。

それからもう1つ今言われた中で反問権の関係ですけども、これについても当初25年のときに、そのことも含めて議会改革の検討の内容として入って入っていました。それについても論議をする予定だったけれども途中で議員定数の問題とか、議会白書の問題とか、いろんな部分を含めて中途まで検討はしましたけれども全面的な検討はしていないというのは中身なんです。正直言って遅れているというのが、議運としての中身だというふうに私は思っています。従ってですね、ただこの反問権についてもいろいろ論議はありますので、その辺もしっかりと踏まえた中で、良いのか悪いのかというこの論議おかしいんですけども、そういうことも含めて今後さらに深めていかねばならない内容だなと思っていますので、その辺については今後の議会改革の中に継続調査として挙げていきたいというふうに思っています。

○議長(細川勝弥君) 18番、下川君。

○18番(下川孝志君) 最後に議員間の討議のことがちょっと出ています。私は約10年ちょっとぶりに議会にまた戻ってきた経緯がありますけれども、私が感じることは、議員間の討議の場って

うのは、実際にはほとんどないと、あくまでも個人的にやりとりということしかなかったですね。そういう意味で例えばJRの日高線の問題にしても、一般質問で取り上げることはあっても、議長であったり、議運の中から、これを全体で話し合おうとかがってということが現実にはほとんどない。その中で町長が新ひだか町を代表して、町民を代表したような意見や結論を持ったような会議に出てったりするということが知らされたときに、果たしてそれが町民全体の声なのか、議会全体の声なのか、結論なのかということに対しては、疑問を持っているということがあります。そういう意味では、やはり議会というのは本会議と常任委員会だけでなく、ある問題においては全体で議員間で討議をしていく。その中で結論を出していくし、理事者とも時には話し合いを持っていくってことがあっていいのかなと思っています。ここの結論の中に議員間討議というものを活性化に向けて検討していくという結論が書かれておりますけれども、この4年ちよつとの中でも議員間討議というものがJR問題も含めて、あったらもっとよかったのにな、もう任期が終わりますから、あったほうがよかったかなという思いがあるんですけども、この議員間討議というものが決して活発な議会だとは思わなかったのので、この辺が検討なされて、活性化するために検討すると結論が出ていますので、その辺の見解について、お答えをいただきたいと思います。

○議長(細川勝弥君) 議会運営委員長 進藤君。

○議会運営委員長(進藤 猛君) 残念ながら、その議員同士の論議の場というのが、これは全員協議会、これらを含めてやったことありますけれども、基本的な中身についての内容の精査も、まだ進めていない中で、何をテーマにしてっていうのがテーマを決めながら、その時その時の場ではなくて、総体的なテーマを決めながら議員間討議というのが必要となってくんだらうと思うんで、その辺についてですね、これは私無責任ですけども、今定例会が終わって、新しい議会の中で、その辺のことについてはしっかり論議していただきたいということを要望しておきたいというふうに思ってます。

○議長(細川勝弥君) ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これで、議会運営委員会の調査報告を終了いたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(細川勝弥君) 日程第7、議案第1号 新ひだか町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

【町長 酒井芳秀君登壇】

○町長(酒井芳秀君) ただいま上程されました議案第1号について、ご説明申し上げます。

議案第1号は、新ひだか町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてでございます。現教育長の任期が本年3月31日をもって満了することに伴い、教育長に次の方を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求

めるものでございます。

今回任命しようとする方につきましては、再任となりますが、現住所 日高郡新ひだか町静内神森 60 番地の 2、氏名 高野卓也氏、生年月日 昭和 31 年 3 月 28 日、年齢 61 歳、職業 新ひだか町教育委員会教育長でございます。

高野氏につきましては、今回任命されますと 2 期目となり、新たな任期は平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間となります。次のページに高野氏の略歴を添付しておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上で議案第 1 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(細川勝弥君) お諮りいたします。本案については、質疑討論を省略いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 異議なしと認めます。

よって、本案は質疑討論を省略することに決定いたしました。

これから、議案第 1 号 新ひだか町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案については、これに同意することにご異議ありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 02 分

○議長(細川勝弥君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第 2 号から第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(細川勝弥君) 日程第 8、議案第 2 号 平成 29 年度新ひだか町一般会計補正予算(第 7 号)から議案第 9 号 平成 29 年度新ひだか町病院事業会計補正予算(第 4 号)までの 8 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤沢総務課長。

【総務課長 藤沢克彦君登壇】

○総務課長(藤沢克彦君) ただいま上程されました議案第 2 号から議案第 9 号について、ご説明いたします。

なお、議案第 8 号及び議案第 9 号につきましては、それぞれ担当課長及び事務長よりご説明をいたします。

議案第 2 号から議案第 9 号は、平成 29 年度新ひだか町各会計補正予算でございます。今回の各会計の補正予算でございますが、平成 29 年度の最終補正予算でございます。すべての費目にわたり今後の収入見込みや最終執行見込みを立てまして精査を行ったものでございます。

始めに、各会計に関連する内容について総括的にご説明いたします。人件費でございますが、平成 29 年 4 月 1 日付の人事異動に伴う補正予算につきましては、昨年の第 3 回議会定例会において、また人事院勧告に基づく給与改定につきましては、同じく第 6 回議会定例会におきましてそれぞれ精査を行い、議決をいただいたところでございますが、今回の人件費の補正につきましては、職員の採用または退職に係るもの、育児休業者等に係るもの、扶養家族や勤務場所等の変更に係るもの、超過勤務手当などの実績に基づいて支給されるものなどにつきまして最終精査を行いまして、補正予算計上としたものでございまして、嘱託職員の報酬や臨時職員等の賃金なども含む、全会計における人件費の補正額は、2,616 万 7,000 円の減額となっております。燃料費につきましては、平成 29 年度当初予算積算時と比較いたしますと、燃料単価が高騰しておりまして 3,682 万 3,000 円の増額となりました。光熱水費につきましても、特に電気料でございますが、昼休みの消灯、ノー残業デーの実施など、使用量の削減に努めてまいりましたが、供給単価の高騰により 3,252 万円の増額となりました。また修繕料でございますが、施設の老朽化や設備備品の耐用年数の経過による劣化によりまして、事務事業費の執行、特に施設の運営でございますが、支障を来す故障が数多く発生しましたことから 704 万 4,000 円の増額となっております。

以上が、各会計に関連する内容についての総括的事項となります。

なお、この後、補正予算の説明に当たりましては、事項別明細書によりご説明をいたしますが、人件費に係るもの、今ご説明いたしました需用費に係るもの及び事務事業の執行整理に係るものにつきましては、説明を省略させていただきますので、ご理解願います。

それでは、平成 29 年度新ひだか町一般会計補正予算(第 7 号)からご説明いたします。補正予算の議案については、別冊となっております。

議案第 2 号は、平成 29 年度新ひだか町一般会計補正予算(第 7 号)でございます。

平成 29 年度新ひだか町の一般会計補正予算(第 7 号)は、次に定めるところによる。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 7,716 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、168 億 4,720 万 3,000 円にしようとするものでございます。第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表のとおりでございます。

第 2 条は、繰越明許費でございまして、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年に繰り越しして使用することができる経費は、第 2 表のとおりでございます。

第 3 条は、債務負担行為の補正でございまして、債務負担行為の追加及び変更は、第 3 表のとおりでございます。

第 4 条は、地方債の補正でございまして、地方債の追加及び変更は第 4 表のとおりでございます。

それでは、歳出事項別明細書によりご説明をいたします。一般 45 ページをお開きください。

3 歳出でございます。1 款、1 項、1 目議会費は、執行整理でございますので説明は省略をさせていただきます。46 ページにまいります。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、48 ページまでまいりまして、2 目文書広報費、4 目財産管理費、50 ページにまいりまして、5 目車両管理費、6 目企画費につきましては、執行整理でございます。説明は省略をさせていただきます。51 ページにまいります。7 目電子計算費では、627 万 4,000 円の減額でございます。執行整理のほか、事業目 3、社会保障・税番号制度整備経費は、404 万 6,000 円の追加でございま

すが、マイナンバーカードの記載事項充実、データ標準レイアウト改定など、システムを改修する経費を追加してございます。財源につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、国庫補助金でございまして、361万6,000円を充当してございます。52ページにまいりまして、8目支所費、10目生活安全推進費は執行整理でございまして、説明は省略させていただきます。53ページにまいりまして、11目地域振興費は、1,054万1,000円の追加でございまして、執行整理のほか、54ページになりますが、事業目8、ふるさと応援寄附事業で2,100万3,000円の追加でございまして、ふるさと応援寄附金が、現計予算を上回る収納見込みが見込まれることから、記念品などの経費について追加しようとするものでございまして、財源につきましては、既定予算も含めまして、まちづくり基金繰入金6,830万円を充当しております。55ページにまいりまして、13目地方創生費、56ページ、2項徴税費、1目税務総務費、2目賦課徴収費、57ページにまいりまして、3項、1目戸籍住民基本台帳費、58ページ、4項選挙費、1目選挙管理委員会費、59ページにまいりまして、3目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費、60ページ、5項統計調査費、1目統計調査総務費、61ページにまいりまして、2目統計調査費、6項、1目監査委員費につきましては執行整理でございまして、説明は省略させていただきます。63ページにまいりまして、3項民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございまして、1,568万7,000円の減額でございまして、人件費などの執行整理に伴う減額でございまして、事業目9、国民健康保険特別会計繰出金1,471万2,000円の減額でございまして、繰出基準に基づく繰出金の整理でございまして、内容につきましては、国民健康保険特別会計補正予算でご説明いたします。64ページ、2目障害者福祉費では、756万9,000円の減額でございまして、執行整理でございまして、各扶助に係る給付につきましては、見込み件数により予算計上をしてございまして、そのほか、66ページになりますが、事業目12、障がい者福祉事務経費に109万5,000円の追加でございまして、13節委託料でございまして、処遇改善加算や法改正に伴う新サービスの追加及び報酬改定に対応するため、障害者福祉システムの改修を行う経費を追加してございまして、財源につきましては、障害者総合支援事業費補助金、国庫補助金でございまして、こちらを71万6,000円充当してございまして、3目社会福祉施設費では、69万3,000円の追加でございまして、執行整理のほか、68ページにまいりまして、事業目6、町民保養施設管理経費59万3,000円の追加でございまして、静内温泉の湯量が減少したことから、冷泉井戸の点検業務を実施するための経費を追加しておりますし、夜間の安全対策のため、外灯の増設に係る経費についても追加をしてございまして、4目生活館費、69ページにまいりまして、5目国民年金事務費、6目老人福祉費につきましては、執行整理でございまして、説明は省略いたします。70ページ、7目老人支援費では、1,315万2,000円の減額でございまして、執行整理でございまして、71ページにまいりまして、事業目4、後期高齢者医療経費は、1,524万2,000円の減額でございまして、後期高齢者健診費用負担金及び療養給付費負担金につきましては、実績等に伴います減額でございまして、また、繰出金は後期高齢者医療特別会計繰出金でございまして、繰出ルールに基づく整理でございまして、内容は、後期高齢者医療特別会計補正予算でご説明いたします。事業目5、介護サービス事業特別会計繰出金は、1,482万3,000円の追加でございまして、収支不足に伴う繰出金の追加でございまして、内容につきましては、介護サービス事業特別会計補正予算でご説明いたします。72ページにまいりまして、事業目6、日高中部広域連合負担金は、76万3,000円の追加でございまして、人件費や事務経費の精査のほか、介護給付費の執行見込みなどにより負担金の整理の結果、追加となつ

たものでございます。事業目9、地域介護・福祉空間整備事業は、846万6,000円の減額でございますが、地域介護・福祉空間整備等事業の不採択によるものでございます。8目老人福祉施設費は執行整理でございます。74ページにまいります。9目住宅改良貸付費は、784万円の減額でございますが、貸し付け実績がございませんでしたので、減額整理としてでございます。10目医療給付費は、877万9,000円の減額でございます。各事業目の医療給付事業とも、医療費の決算見込みを推計いたしまして、必要額を算出した結果、全費目とも減額となったものでございます。75ページにまいります。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、76ページ、2目児童措置費、77ページにまいりまして、3目児童福祉施設費、80ページまで飛びます。4目児童デイサービスセンター費、81ページにまいりまして、5目児童等健全育成費は、執行整理でございますので、説明は省略させていただきます。82ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は、106万5,000円の追加でございます。執行整理のほか、事業目3、医療技術者等資金貸付事業は、70万円の追加でございますが、新ひだか町医療技術者等修学資金貸付条例第8条の規定に基づき、修学資金の償還の免除の対象者が発生いたしましたことから、免除による債権補填するための経費を追加してございます。なお、一般会計歳入予算、20款、3項、1目、9節医療技術者等資金貸付元金収入に、この補填金につきましては振りかえるものでございます。事業目5、病院事業会計負担金は、77万2,000円の追加でございますが、繰出基準に基づく繰り出しを追加してございます。内容につきましては、病院事業会計補正予算でご説明いたします。2目予防費、83ページにまいりまして、3目環境衛生費、85ページにまいりまして、4目保健活動施設費、5目保健活動費につきましては執行整理でございます。説明は省略をいたします。86ページ、2項清掃費、1目清掃総務費は、3,052万1,000円の減額でございます。執行整理のほか、87ページになりますが、事業目5、日高中部衛生施設組合負担金は、2,816万1,000円の減額でございます。執行整理のほか、他団体からの負担金の増や繰越金の整理によりまして、構成町の負担金が減額となったものでございます。88ページ、5款労働費、1項、1目労働諸費は執行整理でございます。説明は省略をいたします。89ページにまいります。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、2目農業総務費は執行整理でございます。90ページ、3目農業振興費では、2,387万2,000円の減額でございます。執行整理でございますが、事業目2、農業後継者対策事業は、409万4,000円の減額でございます。農業後継者育成推進事業補助金につきましては、研修生1名の減による減額でございます。91ページにまいります。事業目5、農業振興助成事業は、225万2,000円の減額でございます。3つ目の農地集積協力金交付事業補助金は、対象者がありませんでしたので減額となっております。事業目6、花卉野菜生産体制強化対策事業は、2,176万8,000円の減額でございます。農業振興施設等整備事業補助金でございますが、ハウス整備の件数が減になったことにより、経費を減額したものでございます。事業目8、農業振興事務経費は、450万6,000円の追加でございます。新ひだか町大雪農業被害対策補助金でございますが、2月5日の大雪に伴い、倒壊などの被害に遭ったビニールハウスの撤去費用等の助成について追加してございます。なお、財源につきましては、農業振興基金繰入金と同額充当してございます。なお、年度内に事業が完了しない見込みであることから、繰越明許費の設定もあわせて行ってございます。4目農業施設費は執行整理でございますので、説明は省略させていただきます。93ページにまいります。5畜産業費では、2,518万7,000円の減額でございます。執行整理のほか、事業目1、軽種馬振興事業は、508万3,000円の追加でございます。新ひだ

か町軽種馬振興対策事業補助金でございますが、日本軽種馬協会北海道市場の懸案でありました、取りつけ道路の整備について費用を助成するものでございます。財源でございますが、農業振興基金繰入金を同額充当しております。なお、本事業の完了が年度内に終了しない見込みであることから、こちら繰越明許費の設定も予定してございます。事業目3、酪農及び肉用牛振興資金貸付事業は、3,000万円の減額でございまして、貸付実績がございませんので、減額するものでございます。6目畜産施設費、95ページにまいりまして、7目和牛センター運営費、8目農地費につきましても、事業費等の確定に伴います執行整理でございます。96ページ、2項林業費、1目林業総務費では、137万1,000円の追加でございまして、執行整理のほか、事業目1有害鳥獣駆除経費は、122万3,000円の追加でございまして、国の補助を受けて実施するエゾシカ等の駆除につきましても、国の捕獲個体確認マニュアルが変更となり、捕獲個体の証拠写真の撮影が義務づけられたことから、駆除員へデジタルカメラ等を貸与するため、購入する経費を追加してございます。97ページにまいります。2目林業振興費、98ページ、3目林野管理費、99ページにまいりまして、4目林道事業費、3項水産業費、1目水産業総務費、100ページにまいりまして、2目水産業振興費、3目漁港費につきましても執行整理でございますので、説明は省略させていただきます。102ページにまいります。7款、1項商工費、1目商工総務費、2目商工振興費、103ページにまいりまして、3目観光費につきましても、執行整理でございますので説明は省略いたします。104ページ、4目観光施設費では、447万7,000円の追加でございまして、執行整理のほか、105ページになりますが、事業目5、海浜公園運営経費は502万3,000円の追加でございまして、落雷により自動火災報知機受信板が被害を受けましたことから、修繕する経費を追加しております。財源につきましても、町村有建物災害共済金、諸収入でございますが、こちらを同額充当してございます。106ページ、5目観光推進費につきましても、執行整理でございます。説明は省略いたします。108ページにまいります。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、190ページにまいりまして、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費につきましても、執行整理でございますので説明は省略させていただきます。2目道路橋りょう維持費は、4,072万2,000円の追加でございまして、執行整理のほか、事業目1、町道補修事業は217万2,000円の追加でございまして、本町本桐線、蓬栄本桐線など、大型工事車両の通行増により、道路の損傷が著しいことから、緊急的に修繕するための経費を追加しております。110ページ、事業目3、除雪対策経費は、3,583万6,000円の追加でございまして、例年にならぬ降雪量となつてございまして、町道の除雪の回数も相当多くなつております。除雪業務委託の経費や凍結防止剤などの購入経費について、追加するものでございます。3目道路新設改良費は、1億5,043万4,000円の減額でございまして、補助事業費の採択減、事業費調整及び事業費の確定等によります執行整理を行っておりますが、本町海岸線改良舗装事業につきましても、平成29年度の国の補正予算の採択を受けましたことから、この分については追加してございます。なお、国の補正予算分については、年度内に事業が完了いたしませんことから、繰越明許費の設定もあわせて行つてございます。111ページにまいります。3項河川費、1目河川総務費、112ページ、2目河川改良費については、執行整理でございますので、説明は省略いたします。3目排水機場管理費では、731万4,000円の追加でございまして、事業目1、古川排水機場管理経費、731万4,000円の追加でございまして、執行整理のほか、財源の都合上、人件費の支出科目について、移動させるための補正を行つたものでございます。113ページにまいります。4項都市計画費、1目都市計画総務費、

114 ページにまいりまして、2目公園費については、執行整理でございますので、説明は省略させていただきます。115 ページへまいります。3目街路事業費では、19万8,000円の減額でございます。補助事業費の採択減や事業費の確定等による執行整理でございますが、この費目におきましても、本町通街路整備事業について、平成29年度の国の補正予算の採択を受けましたことから、この部分について追加をしてございます。なお、国の補正予算部については、年度内に事業が完了いたしませんので、繰越明許費の設定もあわせて予定してございます。5項住宅費、1目住宅管理費では、6,619万3,000円の追加でございます。執行整理のほか、116 ページにまいりまして、事業目3、公営住宅改良事業では、6,602万5,000円の追加でございます。公営住宅改良事業については、平成30年度の事業費要望額が多く、補助率どおりの補助金が交付されることが難しい状況から、平成29年度の補助の余剰を活用できないかと北海道から打診がございまして、検討の結果、前倒しして予算計上しようとするものでございます。なお、こちらも年度内に事業が完了しないことから、繰越明許費の設定もあわせて行ってございます。2目住宅建設費は、5億6,718万9,000円の追加でございます。執行整理のほか、117 ページにまいりまして、事業目1、公営住宅建設事業では、5億6,759万9,000円の追加でございます。こちらの費目におきましても、公営住宅改良事業と同様に平成30年度の事業費要望額が多いことから、5棟22戸の事業費を平成29年度予算に前倒しして予算計上するものでございます。こちらも、年度内に事業が完了しないことから、繰越明許費の設定を予定してございます。118 ページにまいりまして、9款、1項、1目消防費では、598万1,000円の減額でございます。日高中部消防組合負担金でございますが、人件費や事務費等の執行整理のほか、繰越金などの収入で財源調整を図った結果、構成町の負担金が減額となったものでございます。2目災害対策費は、執行整理でございますので説明は省略いたします。120 ページにまいります。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費は執行整理でございますので、説明は省略いたします。2目事務局費は、16万9,000円の減額でございます。執行整理のほか、事業目3、教育指導経費は、171万6,000円の追加でございます。特別支援教育支援員の勤務時間数の増加に伴いますパート職員賃金の追加でございます。121 ページにまいりまして、事業目5、奨学金事業は、146万4,000円の減額でございます。奨学金及び奨学資金でございますが、支給件数あるいは貸付件数の減によるものでございます。122 ページ、事業目8、高等学校就学支援事業は、46万8,000円の追加でございますが、高等学校通学費助成金の対象者が当初見込みより増となったことによる追加でございます。123 ページにまいります。3目教育指導費、2項小学校費、1目学校管理費、125 ページにまいりまして、2目教育振興費、126 ページ、3項中学校費、1目学校管理費、127 ページにまいりまして、2目教育振興費につきましては、いずれも執行整理でございますので、説明は省略いたします。128 ページ、4項社会教育費、1目社会教育総務費、130 ページにまいりまして、2目公民館費、131 ページにまいりまして、3目文化財保護費、133 ページにまいりまして、4目女性センターみらい費、5目図書館費につきましても執行整理でございますので、説明は省略させていただきます。135 ページにまいります。5項保健体育費、1目保健体育総務費、136 ページ、2目体育施設費、138 ページにまいりまして、3目乗馬施設費につきましても執行整理でございますので、説明は省略させていただきます。6項、1目学校給食費では、337万2,000円の追加でございます。執行整理のほか、139 ページになりますが、事業目3、学校給食調理経費は、168万4,000円の追加でございます。給食費負担金の増に伴いまして、相当額を追加計上したほか、賄い材

料費の高騰による影響分についても追加計上したものでございます。140 ページ、11 款災害復旧費、1 項土木施設災害復旧費、1 目河川災害復旧費、2 目道路災害復旧費、141 ページにまいりまして、2 項農林水産業施設災害復旧費、1 目林業施設災害復旧費、2 目農業施設災害復旧費につきましては、いずれの費用も事業費等の確定に伴います執行整理、また、それに伴います財源内訳の変更でございまして、12 款 1 項公債費、1 目元金、744 万 8,000 円の追加でございまして、借り入れした町債の据え置き年数の変更や過去に借り入れしました町債の利率変動による影響に伴いまして、償還元金を追加するものでございまして、2 目利子では、5,754 万 7,000 円の減額でございまして、平成 28 年度に借り入れいたしました町債の見込利率の減に伴う償還利子の減額でございまして、143 ページにまいりまして、13 款諸支出金、1 項、1 目基金費では、4,603 万 4,000 円の追加でございまして、事業目 1、各種基金積立金、4,603 万 4,000 円の追加でございまして、基金の積み立てにつきましては寄附金収入、基金利息を整理したもののほか、土地売り払い収入、災害活力資金の償還に充てる資金についても積み立てるため、追加をしております。なお、地方財政法の規定による積み立てにつきましては、収支調整の関係から減額といたしまして、平成 30 年度に積み立てることとしてございまして、

以上で歳出の説明を終わります。

なお、144、145 ページに、給与費明細書を添付しております。また、各会計補正予算の歳出事項別明細書の次に同様に添付しておりますが、説明は省略をさせていただきます。後ほどをごらんください。

次に歳入の説明をいたしますので、一般 10 ページをお開きください。

2 歳入でございまして、1 款町税でございまして、10 ページから 12 ページとなります。現年課税分が課税標準額の見込みにより、滞納繰越分につきましては、前年度以前の繰越調定額にそれぞれ収納率を乗じて見積もっております。収納率につきましては、現年課税分は前年度並みで、滞納繰越分は昨年度実績を上回る目標としてございまして、なお、現年課税分の減額補正につきましては、固定資産税が主なものであり、評価額の下落などが要因となっております。町税全体では 2,601 万 1,000 円の追加補正となっております。12 ページにまいりまして、2 款地方譲与税、13 ページにまいりまして、3 款利子割交付金、4 款配当割交付金、14 ページにまいりまして、5 款株式等譲渡所得割交付金、6 款地方消費税交付金、7 款自動車取得税交付金につきましては、平成 28 年度の決算額に地方財政計画の伸び率を乗じたほか、今年度の収入状況を勘案いたしまして見積もっております。15 ページにまいりまして、8 款国有提供施設等所在市町村助成交付金及び 9 款地方特例交付金につきましては、交付金額が確定しておりますので、その金額を計上してございまして、10 款地方交付税でございまして、普通交付税につきましては、その決定額を計上し、特別交付税につきましては、本町が提出しております特殊財政需要額や過去の交付実績をもとに見積もっております。16 ページ、11 款交通安全対策特別交付金は、平成 28 年度の決算額に地方財政計画の伸び率を乗じ、今年度の収入状況を勘案いたしまして見積もっております。16 ページ、17 ページの 12 款分担金及び負担金、17 ページから 22 ページ、13 款使用料及び手数料につきましては、事務事業費等の確定や利用実績あるいは利用見込みにより決算見込みを推計いたしまして見積もっております。なお、個々の費目につきましては、お目通しをいただき説明は省略をさせていただきます。22 ページにまいりまして、22 ページから 26 ページは、14 款国庫支出金でございまして、それぞれの事務事業等の執行状況に基づきまして、確定したものは

確定額を、未確定なものについては交付決定額や事業費の見込みを積算しまして、補助率等に乗じまして見積もっております。一部の国庫支出金については、歳出の財源充當時に説明をいたしましたが、それ以外の費目の補正内容につきましては、お目通しをいただきご説明は省略させていただきます。26 ページにまいります。26 ページから 31 ページは、15 款道支出金でございます。道支出金につきましても国庫支出金同様に精査を行いまして、見積もっております。こちらも個々の費目の補正内容につきましては、お目通しをいただき説明は省略させていただきます。31 ページにまいります。31 ページ、32 ページは、16 款財産収入でございます。1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入については、決算見込みを立てまして見積もっておりますし、2 目利子及び配当金につきましては、基金から生じる利子について決算見込みにより見積もっております。32 ページ、2 項財産売却収入につきましては、記載の項目ごとに、実績と今後の見込みを整理しまして見積もっております。32 ページから 34 ページは、17 款寄附金でございます。この費目につきましては、予算取りまとめ時の確定額により計上しておりますが、33 ページ、2 目総務費寄附金については、ふるさと応援寄附金で、今後の見込みも含めまして、追加計上とさせていただきます。続きまして、34 ページ、35 ページでございますが、18 款繰入金でございます。1 項、1 目基金繰入金でございますが、歳入歳出とも全般にわたりまして精査を行いまして、減債基金はルールに基づき減額。農業振興基金は、新たな事業費の充当財源として追加。漁業振興基金及び奨学金につきましては、事務事業の執行減により、充当財源として減額をしておりますし、まちづくり基金は事務事業の執行減による整理のほか、ふるさと応援寄附事業の謝礼品等に充当、及び花卉野菜生産体制強化対策事業の補助割れに伴う振りかえ財源として、追加をしております。特別養護老人ホーム整備運営基金については、介護サービス事業特別会計の収支不足に対応するため、一般会計から繰り出す経費に充当するため、追加をしております。2 項、1 目特別会計繰入金でございますが、国民健康保険特別会計繰入金は、国保広域化に係る事業について、一般会計において執行している経費がございますが、北海道から交付される補助金が、国保特別会計で収納されることから、その経費に充当するため、繰入れするものでございます。介護サービス事業特別会計繰入金は、特別会計の収支調整による減額でございます。後期高齢者医療特別会計繰入金につきましては、長寿健康増進特別対策補助金を受けて実施する一般会計が負担している事業に充当するものでございます。19 款繰越金でございますが、平成 28 年度の収支決算で生じた純繰越金の全額を計上してございます。36 ページにまいりまして、36 ページから 41 ページまでは、20 款諸収入でございます。諸収入につきましては、収入実績あるいは収入見込みを立てまして見積もっております。なお、個々の費目につきましては、お目通しいただき、説明は省略させていただきます。41 ページにまいります。41 ページから 44 ページまでは、21 款町債でございます。町債につきましては、需用費等の確定に伴いまして整理を行ったものでございます。こちらにつきましても、個々の費目につきましてお目通しいただき、説明は省略させていただきます。

以上で歳入の説明を終わります。

6 ページにお戻りください。第 2 表 繰越明許費でございます。6 款農林水産業費、1 目農業費、事業名 軽種馬振興対策事業に 500 万円。同じく、大雪農業被害対策事業に 300 万円でございます。8 款土木費、2 項道路橋りょう費では、本町海岸線改良舗装事業 4,520 万円。4 項都市計画費、街路整備事業で 1,110 万円。5 項住宅費では、公営住宅改良事業で 7,130 万円。公営住

宅建設事業で5億6,830万円となっております。これらの事業については、国の補正予算に伴い、交付決定が遅れるものや緊急性が高く、平成30年度予算を待てない事業など、年度内に終了する見込みがつかない事業について、繰越明許費を設定しようとするものでございます。続きまして、「第3表 債務負担行為補正(追加)」でございます。事項でございますけれども、町長及び町議会議員選挙ポスター掲示場等作成設置管理業務委託のための債務負担行為でございます。期間は平成29年度から平成30年度、限度額は910万5,000円でございます。また、町立東静内保育所給食業務委託のための債務負担行為でございますが、期間は平成29年度から平成33年度、限度額は1,724万2,000円でございます。町長、町議の選挙のポスター掲示場につきましては、本年4月15日執行の掲示場等につきまして、告示日が4月10日でございます。それ以前に設置する必要があることから、工期を勘案いたしまして、債務負担行為を設定しようとするものでございますし、東静内保育所の給食業務については、現在委託をしておりますが平成29年度で委託期間が終了することから、新たに4年間の委託契約を締結するため、債務負担行為を設定しようとするものでございます。いずれの事業につきましても平成29年度は契約行為のみでございます。執行はございません。続きまして、「第3表 債務負担行為(補正)」でございます。事項は、新ひだか町新築マイホーム取得応援ギフト発行事業に係る助成のための債務負担行為でございます。補正前の限度額が新ひだか町新築マイホーム取得応援ギフト発行事業実施要綱に基づき決定された金額から、補正後は限度額は33万8,000円としてでございます。新築住宅にかかる固定資産税の税額がおおむね積算されましたことから、限度額を変更しようとするものでございます。7ページにまいります。「第4表 地方債補正(追加)」でございます。起債の目的及び限度額でございますが、土木施設災害復旧事業債2,290万円、農林水産業施設災害復旧事業債210万円でございます。起債の方法は普通貸借または証券発行、利率及び償還の方法は文言記載のとおりでございます。この結果、地方債の総額を16億7,470万円にしようとするものでございます。次に、「第4表 地方債補正(変更)」でございます。過疎地域自立促進特別事業債ほか、17項目の地方債について、あわせて2億2,960万円を追加し、補正前限度額16億7,470万円を19億430万円にしようとするものでございます。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

○議長(細川勝弥君) 藤沢総務課長、ここで休憩したいと思います。よろしいですか。

暫時休憩いたします。午後1時再開いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時00分

○議長(細川勝弥君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) それでは引き続きまして、国民健康保険特別会計補正予算についてご説明いたします。特別会計等の補正予算については、別冊となっております。

議案第3号 平成29年度新ひだか町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)でございます。

平成29年度新ひだか町の国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ3,214万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億9,207万9,000円にしようとするも

のでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表のとおりでございます。

それでは、歳出の事項別明細書よりご説明をいたしますので、国保14ページをお開きください。

3 歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、1,914万9,000円の減額でございます。執行整理のほか、事業目1、一般事務経費は、53万4,000円の減額でございますが、国保事業の広域化に伴うシステム改修業務について、セキュリティの仕様変更等に伴う委託料の減額でございます。また、一般会計繰出金は、613万円を追加しておりますが、こちらも国保事業の広域化に係る経費のうち、一般会計予算で負担している経費の財源に充てるために計上したものでございます。この繰出金の財源としましては、財政調整交付金、道補助金でございますが、同額を充当してございます。事業目3、連合会経費は、1,622万円の減額でございます。こちらも国保連合会が実施しました国保事業の広域化に伴うクラウドシステムの構築に係る経費の精算による皆減でございます。15ページにまいります。3項、1目運営協議会費は、執行整理でございますので、説明は省略させていただきます。16ページにまいりまして、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費は、5,235万1,000円の追加、及び、1つ飛びまして、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費は、1,069万5,000円の追加でございますが、両費目とも前年度決算額、本年度確定額をベースとしまして、見込みを立てまして、予算計上してございます。1つ前に戻っていただきまして、2目退職被保険者等療養給付費は、歳出予算の補正はなく、財源内訳のみの補正となっております。17ページにまいります。3款、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金102万2,000円の減額、及び4款、1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金1万2,000円の追加となっております。この2件の費目は、高齢者医療制度に基づく市町村の負担金でございます。平成29年度分の支払い額の確定に伴う補正でございます。5款、1項、1目介護納付金、19ページにまいりまして、6款、1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業拠出金、2目保険財政共同安定化事業拠出金は、それぞれ確定額、または、決算見込みを立てまして整理をしたものでございます。20ページ、7款保健事業費、1項、1目特定健康診査等事業費は、218万5,000円の減額でございます。執行整理でございますが、事業目1、特定健康診査等事業では、218万5,000円の減額でございます。特定健康診査等事業費負担金でございますが、受診率が当初目標を下回ったことにより減額でございます。2項保健事業費、1目保健衛生普及費、21ページにまいりまして、3款、1項老人保健拠出金、1目老人保健事務費拠出金、9款、1項病床転換等支援金、1目病床転換支援金、22ページにまいりまして、10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、2目退職被保険者等保険税還付金、4目還付加算金は執行整理でございます。説明は省略をさせていただきます。23ページにまいります。11款、1項、1目繰上充用金でございますが、439万6,000円の減額でございます。平成28年度決算の収支不足が圧縮されたことに伴います繰上充用金の減額でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入の説明をいたしますので、国保6ページにお戻りください。

2 歳入でございます。1款国民健康保険税でございますが、一般被保険者の現年課税分につきましては、収納率は現計予算見積もりよりも若干上回ってはおりますが、調定額は大きく下回

ったため、減額補正となっております。滞納繰越分につきましては、調定額は下がっておりますが、収納率が上昇したため、こちらは追加補正となっております。一方、退職被保険者等の現年課税分につきましては、収納率は現計予算見積もりを上回っておりますが、調定額が大きく下回ったことから、減額補正となっております。滞納繰越分につきましても、現年課税分同様、収納率は上回ったものの、調定額が下がったための減額補正となっております。7ページをお開きください。7ページ、8ページは、3款国庫支出金、9ページは、4款道支出金、10ページ、5款療養給付費交付金、6款前期高齢者交付金、7款共同事業交付金につきましては、医療費等の執行状況に基づきまして、確定したものは確定額、未確定なものは見込みを立てまして見積もっております。なお、個々の費目の補正内容につきましては、お目通しをいただき説明は省略させていただきます。11ページをお開きください。8款繰入金でございますが、一般会計がルールとして繰り入れるべき金額を精査し、予算計上としてございます。12ページにまいります。12ページ、13ページは、9款諸収入でございます。それぞれの費目におきまして、実績あるいは決算見込みを立てまして見積もっております。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第4号についてご説明いたします。黄色い間紙の次のページをお開きください。

議案第4号は、平成29年度新ひだか町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)でございます。平成29年度新ひだか町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ245万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,379万9,000円にしようとするものでございます。第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表のとおりでございます。

それでは、歳出の事項別明細書よりご説明をいたします。高齢者8ページをお開きください。3歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、551万9,000円の追加でございます。執行整理のほか、事業目1、一般事務経費では、551万9,000円の追加でございます。北海道後期高齢者医療広域連合の長寿健康増進事業特別対策補助金を受けまして、一般会計予算で執行しております高齢者入浴助成事業などの経費に充てるため、一般会計へ繰り出す経費を追加計上してございます。2項、1目徴収費、9ページにまいりまして、2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金は執行整理でございますので、説明は省略させていただきます。3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金では、42万4,000円の追加でございます。後期高齢者医療保険料につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合が決定しておりますが、昨年6月定例会においてご説明いたしました軽減判定誤りによります保険料等の還付について、新たに還付しなければならない事案が発覚したことから、必要経費を追加するものでございます。財源につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金返還金を充当してございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に歳入の説明をいたしますので、高齢者5ページにお戻りください。

2歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料でございますが、現年度分につきましては、現計予算見積もりと比較しますと、特別徴収、普通徴収合わせまして、調定額、収納率とも、わずかではありますが下回ったことから減額補正となっております。滞納繰越分につきましては、

調定額は増加したものの、収納率が大きく下回ったことから減額補正となっております。2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目督促手数料につきましては、平成 29 年度より、現年度分の督促手数料の徴収を取りやめたことによる減額でございます。6 ページにまいります。3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金でございますが、繰入金のルールに基づきまして、執行内容を精査し、計上したものでございます。4 款繰越金でございますが、平成 28 年度の収支決算で生じた余剰金につきまして、全額計上しております。5 款諸収入につきましては、確定しているものは確定額を、未確定なものにつきましては決算見込みを立てまして見積もっております。7 ページ、6 款、1 項広域連合交付金、2 目長寿健康増進特別対策補助金は、554 万 1,000 円の追加でございますが、先ほど歳出の充当財源として説明いたしましたので、説明は省略をさせていただきます。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 5 号についてご説明をいたします。薄紫色の間紙の次のページをお開きください。

議案第 5 号は、平成 29 年度新ひだか町簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)でございます。

平成 29 年度新ひだか町の簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 48 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1 億 9,132 万 9,000 円にしようとするものでございます。第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表のとおりでございます。

第 2 条は、地方債の補正でございますが、地方債の変更は、第 2 表のとおりでございます。

それでは、歳出事項別明細書よりご説明をいたします。簡水 8 ページをお開きください。

3 歳出でございます。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では、86 万 4,000 円の追加でございます。執行整理のほか、事業目 1、一般管理経費は、95 万 8,000 円の追加でございます。平成 28 年度決算による確定申告に伴いまして、消費税及び地方消費税が追加になったものでございます。9 ページにまいります。2 款簡易水道事業費、1 項管理費、1 目施設管理費、2 目建設改良費は執行整理、または、事業費の確定等によります精査でございます。10 ページにまいりまして 3 款、1 項公債費、2 目利子でございますが、87 万 5,000 円の減額でございます。平成 28 年度発行債の利率の減に伴いまして償還利子の減でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

歳入の説明をいたしますので、簡水 6 ページにお戻りください。

2 歳入でございます。1 款分担金及び負担金でございますが、消火栓工事負担金及び下水道量水器の交換負担金でございますが、それぞれ工事費等の確定に伴います精査でございます。2 款使用料及び手数料でございますが、水道使用料、水道手数料ともに平成 28 年度の決算額、平成 29 年度の確定額等をベースに決算見込みを立てまして見積もっております。7 ページにまいります。5 款繰越金でございますが、平成 28 年度の収支決算で生じた余剰金につきまして、全額計上いたしております。6 款諸収入でございますが、消費税還付金でございますが、確定申告によります精査でございます。7 款町債でございますが、水道施設整備事業債でございます。簡易水道事業の建設改良の確定等に伴いまして、財源であります地方債を整理したものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。簡水 3 ページにお戻りください。

「第 2 表 地方債補正(変更)」でございます。水道施設整備事業債補正前限度額 5,140 万円から

290 万円を減額し、4,850 万円にしようとするものでございます。

以上で簡易水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 6 号についてご説明をいたします。緑色の間紙の次のページをお開きください。

議案第 6 号は、平成 29 年度新ひだか町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)でございます。

平成 29 年度新ひだか町の下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,872 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 1,536 万 3,000 円にしようとするものでございます。第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表のとおりでございます。

第 2 条は、地方債の補正でございまして、地方債の変更は、第 2 表のとおりでございます。

それでは、歳出の事項別明細書により説明をいたしますので、下水道 9 ページをお開きください。

3 歳出でございます。1 款、1 項下水道費、1 目一般管理費では、1,174 万 4,000 円の追加でございます。事業目 1、一般管理経費では、1,153 万 5,000 円の追加でございますが、下水道使用料徴収事務負担金でございまして、水道事業会計に依頼しております徴収事務についてかかる事務経費の執行整理に伴い、負担金が追加されたものでございます。また、消費税及び地方消費税でございますが、確定申告に伴いまして、納付すべき金額が増えましたので、追加するものでございます。2 目施設管理費は執行整理でございますので、説明は省略をさせていただきます。11 ページにまいります。3 目下水道建設費は、4,826 万 5,000 円の減額でございます。執行整理のほか、事業目 1、公共下水道整備事業及び事業目 2、特定環境保全公共下水道整備事業とも、補助事業費の採択減や事業費調整、事業費の確定等に伴います事業費の精査でございます。12 ページ、2 款、1 項公債費、2 目利子でございますが、414 万 4,000 円の減額でございます。平成 28 年度発行債の利率の減に伴います償還利子の減額でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に歳入の説明をいたしますので、下水道 6 ページにお戻りください。

2 歳入でございます。1 款分担金及び負担金及び 2 款使用料及び手数料につきましては、前年度の決算額、平成 29 年度の確定額をベースに決算見込みを立てまして見積もってございます。7 ページにまいります。3 款国庫支出金でございますが、事業費の執行状況に基づきまして、確定したものは確定額を、未確定のものは事業費の見込みを積算しまして、補助率を乗じて見積もってございます。5 款繰越金でございますが、平成 28 年度の収支決算で生じた余剰金につきまして、全額計上してございます。8 ページ、6 款諸収入でございますが、公共下水道施設使用負担金ほか、執行見込みについて予算計上してございます。7 款町債でございますが、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の建設事業費等の確定などに伴いまして、財源でございます地方債を整理したものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。下水道 3 ページにお戻りください。

「第 2 表 地方債補正(変更)」でございます。公共下水道事業債補正前限度額 2 億 460 万円を 1 億 7,640 万円に、特定環境保全公共下水道事業債補正前限度額 1,120 万円を 1,030 万円にし、地方債の総額 2 億 1,580 万円から 2,910 万円を減額し、1 億 8,670 万円にしようとするものでございます。

以上で下水道事業特別会計予算の説明を終わります。

次に議案第7号についてご説明をいたします。オレンジ色の間紙の次のページをお開きください。

議案第7号は、平成29年度新ひだか町介護サービス事業特別会計補正予算(第5号)でございます。

平成29年度新ひだか町の介護サービス事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,015万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,269万2,000円にしようとするものでございます。第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表のとおりでございます。

それでは、歳出の事項別明細書よりご説明をいたします。介サ12ページをお開きください。

3 歳出でございます。1款、1項特別養護老人ホーム費、1目静寿園運営費、13ページにまいりまして、2目蓬萊荘運営費、16ページにまいりまして、2款、1項、1目老人保健施設費につきましては、事業の執行整理でございますので、説明は省略させていただきます。18ページにまいりまして、3款、1項居宅介護サービス費、1目静内居宅介護サービス事業費では、67万円の減額でございます。執行整理のほか、一般会計繰出金でございますが、サービス費収入や事務事業費の執行整理に伴いまして、一般会計に繰り出す金額を減額してございます。2目みつし居宅介護サービス事業費、19ページにまいりまして、4款、1項訪問介護サービス費、1目訪問介護サービス事業費、20ページにまいりまして、5款、1項通所介護サービス費、1目通所介護サービス事業費につきましては、執行整理でございます。説明は省略させていただきます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に歳入の説明をいたしますので、介サ5ページにお戻りください。

2 歳入でございます。1款サービス収入でございますが、この5ページから7ページまでとなります。前年度の決算額及び本年度の確定額、施設の稼働率やサービス利用者の数などをベースといたしまして、決算見込みを立てまして見積もってございます。8ページにまいります。2款繰入金でございますが、本会計は基幹となる収入のサービス費収入だけでは、会計を維持することが困難な状況であることから、一般会計繰入金で収支調整を図っており、収入支出の精査により、財源調整を一般会計繰入金で行ってございます。3款繰越金でございますが、平成28年度の収支決算で生じた余剰金につきまして、全額計上してございます。4款諸収入でございますが、この8ページから10ページまでとなります。各介護サービスにより生じた収入につきまして精査を行い、見積もったものでございます。10ページにまいります。5款寄附金でございますが、予算の取りまとめの時期までに確定いたしました金額につきまして、追加計上したものでございます。

以上で介護サービス事業特別会計補正予算の説明を終わります。

これで私からの説明は終わりますが、議案第8号及び9号につきましては、担当課長、事務長よりご説明がございました。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

〔上下水道課長 野本武俊君登壇〕

○議長(細川勝弥君) 野本上下水道課長。

○上下水道課長(野本武俊君) ただいま上程されました議案第8号、平成29年度新ひだか町水道事業会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

第1条は、総則となりまして、平成29年度新ひだか町水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条は、業務予定量の補正となりまして、平成29年度新ひだか町水道事業会計予算第2条に定めた業務予定量を次のとおり補正するものです。(1)給水戸数では、30戸増の9,000戸に、(2)年間給水量では、2万2,140立方メートル増の170万5,740立方メートルに、(3)1日平均給水量では、60立方メートル増の4,670立方メートルに、(4)主要な建設改良事業では、それぞれの3つの事業について、事業料の確定に伴い、イ 水道管路耐震化等推進事業では、1,296万7,000円を減額し、4,053万3,000円に、ロ 基幹水道構造物耐震化事業は、934万5,000円を減額し、4,285万5,000円に、ハ 水道未普及地域解消事業は、118万3,000円を減額し、7,811万7,000円とするものです。

第3条は、収益的収入及び支出の補正となりまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものです。収入では、第1款水道事業収益に1,064万9,000円を追加し、4億5,708万7,000円にするもので、第1項営業収益に595万5,000円を追加し、3億9,314万9,000円に、第2項営業外収益に469万6,000円を追加し、6,393万8,000円に、第3項特別利益では、2,000円を減額し、0円にするものです。支出では、第1款水道事業費用に1,199万9,000円を追加し、3億9,735万8,000円にするものです。第1項営業費用に1,142万2,000円を追加し、3億4,781万5,000円に、第2項営業外費用に57万6,000円を追加し、4,939万2,000円に、第3項特別損失に1,000円を追加し、15万1,000円にするものです。1枚おめくりください。

第4条は、収益的収入及び支出の補正となりまして、予算第4条本文括弧書きを改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,610万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額649万6,000円、減債積立金4,000万円、建設改良積立金5,000万円及び過年度分損益勘定留保資金4,960万9,000円で補てんするものでございます。収入では、第1款資本的収入は1,619万3,000円を減額し、1億2,917万3,000円とするもので、第1項企業債では、1,000万円を減額し、5,300万円に、第2項負担金では、160万6,000円を減額し、194万4,000円に、第3項繰入金では、36万1,000円を減額し、3,459万7,000円に、第4項補助金では、402万6,000円を減額し、3,963万2,000円に、第5項補償金では、24万円を減額し、0円にするものです。支出では、第1款資本的支出は、2,932万5,000円を減額し、2億7,527万8,000円にするものでございます。第1項建設改良費では、2,932万5,000円を減額し、1億7,412万4,000円にするものです。第5項は企業債の補正となりまして、予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正するもので、緊急時給水拠点確保等事業債では、1,000万円を減額し、3,500万円に、合計で5,300万円とし、利率については変更はございません。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正となりまして、予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正するものです。(1)職員給与費では、11万2,000円を減額し、5,613万2,000円にするものです。次のページをごらんください。

第7条は、他会計補助金の補正となりまして、予算第8条に定めた一般会計または他の特別会計からの補助金等の金額を次のとおり補正するものです。(2)三石地区簡易水道給水区域内の検針業務に要する経費に対する負担金として、2万7,000円を減額し、132万8,000円に、(3)公共下水道使用料の賦課及び徴収事務に要する経費に対する負担金として484万円を追加し、2,399万8,000円に、(7)給水区域内水道未普及地域の給水管接続に要する経費に対する繰入金として、36万1,000円を減額し、169万5,000円にするものです。

第8条は、利益剰余金処分補正となりまして、予算第9条に定めた利益剰余金の処分額を次のとおり補正するものです。平成29年度、当年度純益額が5,323万2,000円となる予定であることから、水道設置条例に基づき(3)利益積立金を28万6,000円減額し、23万1,000円に補正するものです。水道の1ページをお開きください。

平成29年度新ひだか町水道事業会計予算実施計画となります。こちらは、収益的収入及び支出の目別の総括になります。水道の2ページをお開きください。

こちらは、資本的収入及び支出の目別の総括になります。これらにつきましては、次ページ以降の事項別明細書で説明いたしますので、お目通しをお願いいたしまして説明を省略させていただきます。水道の4ページをお開きください。第1款水道事業費用、第1項営業費用、1目原水及び浄水費では、80万3,000円を減額し、847万7,000円にするものです。神森浄水場の取水設備の維持管理経費として、3月までの事業量の見込みを立て精査し、不足する分については増額をし、そのほか事業等確定したものについては執行整理を行ってございます。次に、2目配水及び給水費では、1,266万3,000円を追加し、1億1,860万6,000円にするもので、配水池及びポンプ施設並びに配水管等施設に係る維持管理経費として、3月までの見込み分を精査し、職員1名分の人件費とポンプ室等の施設の電気及び各種ポンプ稼働に伴う動力費などの執行整理で、修繕料につきましては、真歌ポンプ室2号送水ポンプの不具合による修繕などで、682万3,000円を、材料費では、平成30年度に交換する量水器を前倒しで購入するもので513万1,000円を追加するものです。次に水道の5ページに移ります。3目総係費では、222万7,000円を減額し、6,419万9,000円にするものです。水道料金の賦課徴収事務及び企業会計事務に係る経費でありまして、職員4名及び嘱託職員に係る人件費などの執行整理となります。4目減価償却費では、平成28年度決算における建設改良費の確定により14万7,000円を減額し、1億5,394万8,000円にするものです。5目資産減耗費では、193万6,000円を追加し、258万5,000円にするものです。真歌地区老朽管更新に伴う送水管の一部除却及び真歌ポンプ室2号ポンプの取り換えに伴う整理となります。第2項営業外費用ですが、1目支払利息及び企業債取扱諸費では、企業債の利率確定により35万1,000円を減額し、3,181万1,000円にするものです。2目消費税です。3月補正により事業費仮見込みにより、消費税納付額が131万2,000円の追加となり、1,212万7,000円にするものです。3目雑支出ですが、先ほどの消費税の説明と同様に、特定収入仮払消費税が本年3月補正により事業費仮見込みによりまして38万5,000円を減額し、545万4,000円にするものです。第3項特別損失ですが、1目過年度損益修正損では、1,000円を追加し、15万1,000円にするもので平成28年度水道料金の漏水認定6件分の料金減額に係るものです。水道の3ページにお戻りください。収益的収入になります。第1款水道事業収益、第1項営業収益、1目給水収益ですが、603万2,000円を追加し、3億8,809万6,000円にするもので、水道料金が当初予想より、有収水量の増加が見込まれることから、608万2,000円の追加で、減額分につきましては、

損失水道料金の執行整理となります。2目その他営業収益では、対象となる修繕工事負担金が発生しませんでしたので、5万円を減額し、86万8,000円に、3目他会計負担金では、水道メーター検針業務負担金の執行整理となります。第2項営業外収益、1目受取利息及び配当金では、4万2,000円を追加し、65万6,000円にするものです。3目長期前受金戻入では、18万5,000円を減額し、3,688万8,000円にするもので平成28年度決算建設改良費確定を受け、減価償却と連動することから、先ほど説明した歳出の減価償却と同様に整理を行うものです。4目雑収益では、483万9,000円を追加し、2,405万6,000円にするもので、検満メーターの取替件数の増加及び平成30年度に交換する量水器を一部前倒しで購入したことにより、追加となります。第3項特別利益、1目過年度損益修正益では、対象となる水道料金が発生しなかったため、2,000円を減額するものです。水道の7ページをお開きください。第1款資本的支出、第1項建設改良費、1目配水施設改良費ですが、2,932万5,000円を減額し、1億7,412万4,000円にするもので、委託料で97万円の減額、工事費で2,835万4,000円を減額するもので、事業量の確定による執行整理となり、また、公共下水道関係配水管移設工事及び町道改良工事に伴う配水管移設工事につきましては、対象となる工事が発生しなかったため、減額補正となります。水道の6ページにお戻りください。第1款資本的収入、第1項企業債から第5項補償金まで、すべて資本的支出の建設改良費確定に伴いまして、執行整理を行っており、第1項企業債では1,000万円を減額し、5,300万円に、第2項負担金では、160万6,000円を減額し、194万4,000円に、第3項繰入金では、36万1,000円を減額し、3,459万7,000円に、第4項補助金では、402万6,000円を減額し、3,963万2,000円に、第5項補償金では、対象となる工事がありませんでしたので、2,020万円の減額となります。次の水道の8ページから9ページにかけては、給与費明細書。水道の10ページは、平成29年新ひだか町水道事業予定キャッシュフロー計算書。次の11ページから12ページにかけては、平成29年度新ひだか町水道事業予定損益計算書。次の13ページから14ページにかけては、平成29年度新ひだか町水道事業予定貸借対照表となりますので、お目通しをお願いいたします。説明を省略させていただきます。

以上で議案第8号平成29年度新ひだか町水道事業会計補正予算(第3号)の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(細川勝弥君) 佐伯三石国民健康保険病院事務長。

[町立三石国保病院事務長 佐伯智也君登壇]

○三石国民健康保険病院事務長(佐伯智也君) ただいま上程されました議案第9号、平成29年度新ひだか町病院事業会計補正予算(第4号)につきましてご説明申し上げます。

第1条は、総則でございまして、平成29年度新ひだか町病院事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第2条は、業務の予定量の補正でございまして、平成29年度新ひだか町病院事業会計予算第2条に定めた業務予定量を次のとおり補正するものでございます。(1)年間取扱延患者数の入院は、1,380人を減し、2万7,435人。外来は、8,511人を減し、6万5,866人。(2)1日平均患者数の入院は、3.7人を減し、75.2人。外来は、35人を減し、271.1人にしようとするものです。

第3条は、収益的収入及び支出の補正でございまして、予算第3条で定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入では、第1款病院事業収益は、1,871万2,000円を追加し、18億9,410万5,000円に。第1項静内医業収益は、229万6,000円を減し、

9億7,190万3,000円に。第2項静内医業外費用収益は、3,358万7,000円を追加し、3億5,415万6,000円に。第3項静内介護給付費収益は、2万2,000円を減し、9万8,000円に。第4項静内特別利益は、105万6,000円を減し、194万4,000円に。第5項三石医業収益は、2,316万円減し、3億7,982万3,000円に。第6項三石事業外収益は、1,237万2,000円を追加し、1億8,589万4,000円に。第7項三石特別利益は、71万3,000円を減し、28万7,000円にしようとするものです。次ページをお開き願います。支出では、第1款病院事業費用は、1億8,071万2,000円を追加し、18億9,410万5,000円に。第1項静内医業費用は、2,749万3,000円を追加し、12億7,103万5,000円に。第2項静内医業外費用は、321万1,000円を追加し、5,455万7,000円に。第3項静内特別損失は、49万1,000円を減し、250万9,000円に。第4項三石医業費用は、1,215万2,000円を減し、5億6,120万9,000円に。第5項三石医業外費用は、65万1,000円を追加し、379万5,000円にしようとするものです。

第4条は、資本的収入及び支出の補正でございまして、予算第4条に定めた資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。資本的収入額が資本的支出に対し不足する額7,927万4,000円は、過年度損益勘定留保資金7,927万4,000円で補てんするものとする。収入では、第1款資本的収入は、150万円を減し、1億2,987万9,000円に。第2項静内企業債は、60万円を減し、940万円に。第4項三石企業債は、90万円を減し、910万円にしようとするものです。支出では、第1款資本的支出は、197万7,000円を減し、2億915万3,000円に。第1項静内建設改良費は、49万7,000円を減し、950万3,000円に。第3項三石建設改良費は、148万円を減し、1,214万9,000円にしようとするものです。

第5条は、企業債の補正でございまして、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正するものです。地方債の補正の変更で、起債の目的は、医療機器等の購入費を企業債で補正前の限度額2,000万円から、補正後の限度額を1,850万円とするものです。なお、利率の補正についてはございません。次ページをお開き願います。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正でございまして、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正するものです。(1)職員給与費は、691万6,000円を減し、10億6,582万8,000円に。(2)公債費は、2,000円を減し、64万8,000円にしようとするものです。

第7条は、他会計からの補助金の補正でございまして、予算第9条中4億1,635万6,000円を4億1,709万2,000円に改めるもので、第8条は、棚卸資産購入限度額の補正でございまして、予算第10条中、2億1,199万5,000円を2億2,331万4,000円に改めるものです。

それでは、収益的収入及び支出の明細について、ご説明申し上げますので、病院事業会計6ページをお開き願います。支出からご説明申し上げます。1款病院事業費用、1項病院事業費用、1目給与費は、474万2,000円の減額で、内容につきましては、人件費によるものでございますので、説明は省略させていただきます。2目材料費は、2,051万8,000円の追加で、検査等の増加に伴う薬品等の増額となっております。3目経費は、1,391万1,000円の追加で、次ページにもなりますが、暖房用燃料の単価の変動による増、臨床検査件数の増加による委託料に追加とあわせて、執行整理を行っております。8ページをお開き願います。4目減価償却費、5目資産減耗費、6目研究研修費については、いずれも実績に合わせた整理を行っております。2項静内医療外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費、2目消費税及び地方消費税は、いずれも実績に合

合わせた調整と整理を行うものでございます。3目雑損失は、291万円の追加で、仮受仮払消費税の差額の調整と整理を行うものでございます。3項静内特別損失、1目過年度損益修正損は、49万1,000円の減額で、実績に合わせた調整を行うものでございます。4項三石医業費用、1目給与費は、424万8,000円の減額で、内容につきましては、人件費の整理でございますので、説明は省略させていただきます。9ページをお開き願います。2目材料費は、1,022万8,000円の減額でございます。実績に合わせた調整整理を行っております。3目経費は、178万5,000円の追加で、次ページに及びますが、暖房用燃料の単価による増などをあわせ、執行残の整理を行っております。10ページをお開き願います。4目減価償却費、5目資産減耗費、6目研究研修費は、いずれも実績に合わせた調整と整理を行うものでございます。5項三石医療外費用、1目支払利息及び企業債取諸費、2目患者外給食材料費は、いずれも実績に合わせた調整と整理を行うものでございます。4目雑損失は、仮受仮払消費税について、計上を行うものでございます。

以上で、収益的支出の説明を終わります。続いて収入を説明しますので、4ページにお戻りください。

収入でございますが、1款病院事業収益につきましては、1,871万2,000円の追加でございます。1項静内医業収益につきましては、12月末現在における実績により計上したものでございまして、229万6,000円の減額で、内訳としましては、1目入院収益は、278万2,000円の減額。2目外来収益は、212万7,000円の追加、3目その他医業費用は、164万1,000円の減額で、いずれも入院費用、入院収益及びその他収益においては、当初予算において設定した収益額に及ばない見込みとなったため減額しようとするもので、外来収益においては、当初の見込みより5パーセント程度患者数が増えたことによる増額となるものです。2項静内医業外収益、1目受取利息は、18万6,000円の追加。2目他会計補助金は、545万6,000円の追加で、一般会計からの繰出基準内補助金は、12万5,000円の増。繰出基準以外の補助金は、533万1,000円の増となっております。3目長期前受金戻入では、16万2,000円の減額。4目その他医業外収益は、2,810万7,000円の追加で、主なものとしましては、次ページに及びますが、新冠町との医療連携で発生する婦人科運営負担金と病棟運営負担金の前年度分の精算及び本年度分の概算額について調整のうえ計上しております。5ページに移ります。3項静内介護給付費収益、1目居宅介護サービス費収益は、2万2,000円の減額。4項静内特別利益、1目過年度損益修正益は、105万6,000円の減額としております。5項三石医業収益につきましては、12月末現在における実績により計上したものでございまして、2,316万円の減額で、内訳としましては、1目入院収益は、868万7,000円の減額。2目外来収益は、1,114万8,000円の減額。3目その他医業収益は、332万5,000円の減額でございます。いずれも当初の設定より患者数が減ったことによる減額でございます。6項三石医業外収益、1目受取利息は、5,000円の減額。2目他会計補助金は、472万の減額で、一般会計からの繰出基準内補助金468万4,000円の減と、国保会計からの補助金の3万6,000円の減となっております。3目長期前受金戻入は、74万4,000円の増。4目その他医業外収益は、1,635万3,000円の追加で、主なものとしましては、静内病院と同様に病棟運営負担金について、調整のうえ計上しております。7項三石特別利益、1目過年度損益修正益は、71万3,000円の減額となっております。

以上で、収益的収入の説明を終わります。引き続きまして、資本的収入及び支出明細書でご説明申し上げますので、11ページをお開き願います。

下段の支出からご説明申し上げます。1 款資本的支出、1 項静内建設改良費、1 目資産購入費、3 項三石建設改良費、1 目資産購入費、2 目建設改良費は、いずれも執行残の整理を行うものでございます。続きまして上段の収入でございますが、1 款資本的収入、2 項静内企業債、1 目企業債、2 項三石企業債、1 目企業債は、いずれも事業費の確定に伴うものでございます。なお、1 ページから 3 ページは予算実施計画書、12 ページは給与費明細書。13 ページは予定キャッシュフロー計算書、14 から 15 ページは予定貸借対照表でございますが、お目通しをいただき説明は省略させていただきます。

以上で、平成 29 年度新ひだか町病院事業会計補正予算(第 4 号)の説明といたします。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(細川勝弥君) 暫時休憩いたします。10 分程度休憩いたします。

休憩 午後 2 時 0 0 分

再開 午後 2 時 1 4 分

○議長(細川勝弥君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。さきに議案第 2 号、平成 29 年度新ひだか町一般会計補正予算(第 7 号)の歳出からページごとに行います。よろしいですか、はい。

では、歳出 45、46 ページありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 47、48 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 49、50 ページ。はい。

13 番、福嶋君。

○13 番(福嶋尚人君) 50 ページの最後の男女共同参画推進事業。講師謝礼で 5 万円の減額となっていますけど、あまり予算がない中で 5 万円の講師謝礼が減額になっているのは、事業費として予定の事業をしなかったのか、それとも何か理由があるのか、これについて教えてください。

○議長(細川勝弥君) 柴田企画課主幹。

○企画課主幹(柴田 隆君) はい、お答えいたします。

この男女共同参画推進事業につきましては、以前からご説明しておりますとおり、啓発事業を繰り返してしております。今年度も当初ですね、セミナー等の開催を考えていたんですが、今年、警察署のほうから合同の DV の啓発活動をやらないかというお声かけがありまして、11 月にイオン静内のほうで DV の啓発活動をやらせていただきました。

それに加えて、町広報の 2 月 25 日号のほうにも DV の啓発特集記事を載せまして、周知を図っております。結果として、2 度ほどの啓発活動をやったんですが、経費が発生しなかったということでございます。

○議長(細川勝弥君) 13 番、福嶋君。

○13 番(福嶋尚人君) 警察との合同かもしれませんけども、男女共同参画の事業として、ちょっと違うような感じもするんですね。やるのはいいんですよ。ただ、今その説明の事業が男女共同参画推進事業として、どうかなってちょっとあるんで、もう少しその事業についてですね、詳しく説明してください。やったことについて。

○議長(細川勝弥君) 柴田企画課主幹。

○企画課主幹(柴田 隆君) 詳しい内容ということでございますけれども、わが町の男女共同推進事業につきましては、さまざまな項目があるんですが、近年では、DV対策の部分に力を入れてやってみて、現実、我が町の役場のほうにご相談に来る案件の多くもDV被害に関するものが増えてきております。そういう意味で、近年この部分の意識啓発を力を入れてやってみて、今年は、セミナー等の講師を呼んでやる啓発事業ではなく、イオン静内による啓発活動をやらせていただいたということでございます。

○議長(細川勝弥君) よろしいですか。

では、次に行きます。51、52 ページ。

【「なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 53、54 ページ。

【「なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 55、56 ページ。

【「なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 57、58 ページ。

【「なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 59、60 ページ。

【「なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 61、62 ページ。

【「なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 63、64 ページ。

【「なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 65、66 ページ。

【「なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 67、68 ページ。はい。

13 番、福嶋君。

○13 番(福嶋尚人君) 68 ページの町民保養施設管理経費で、冷水井戸点検業務委託が湯量の減少だったんですけども、これについて、その結果、回復するような井戸のことができるようになったのか、これについてちょっと教えてください。

○議長(細川勝弥君) 米田福祉課長。

○福祉課長(米田和哉君) 去年の春なんですけども、お湯の上がってくる量が減ってきたということで、この点検をやりまして、真下に筒抜けている汲み上げる器具なんですけども、そこに汚れがついたということで、その原因がわかりましたので、それを取り除いたら、だんだん元の湯量に戻ってきたというような現状になってます。

○議長(細川勝弥君) よろしいですか。

はい、次行きます。69、70 ページ。

【「なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 71、72 ページ。

【「なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 73、74 ページ。
[「なし」と言う人あり]

○議長(細川勝弥君) 75、76 ページ。
[「なし」と言う人あり]

○議長(細川勝弥君) 77、78 ページ。
[「なし」と言う人あり]

○議長(細川勝弥君) 79、80 ページ。
[「なし」と言う人あり]

○議長(細川勝弥君) 81、82 ページ。

20 番、川合君。

○20 番(川合 清君) 保健衛生総務費の 22 補償補填及び賠償金のところで、医療技術者等資金貸付金免除に係る補てん金っていうのがあるんですけど、どういうことなんですか。何人分なんですか。ちょっと教えてください。

○議長(細川勝弥君) 伊藤健康推進課長。

○健康推進課長(伊藤信夫君) はい。ただいまの補填補償の関係ですけども、医療技術者、中身としましては、看護師さんが 3 名分です。月額 5 万円で 12 カ月分、60 万になるんですけども、その 60 万が 3 名分。町内の医療機関で勤務したことによって、その分が免除されるという内容です。歳出で見て、その分、歳入でも見込んでいるという中身です。

○議長(細川勝弥君) よろしいですか。

20 番、川合君。

○20 番(川合 清君) 要するに貸付金の返還の義務を、我が町で看護師やってるから免除しますよと、返してもらわなくても結構です。それをここで穴埋めすると、こういうことなんですよ。もう少しわかるような日本語書いてもらわないと困るな。

○議長(細川勝弥君) よろしいですね。

はい。次いきます。83、84 ページ。

[「なし」と言う人あり]

○議長(細川勝弥君) 85、86 ページ。
[「なし」と言う人あり]

○議長(細川勝弥君) 87、88 ページ。
[「なし」と言う人あり]

○議長(細川勝弥君) 89、90 ページ。
[「なし」と言う人あり]

○議長(細川勝弥君) 91、92 ページ。

4 番、川端君。

○4 番(川端克美君) 91 ページの農業振興事務経費の中の負担金補助及び交付金なんですけども、この中でですね、新ひだか町の大雪農業対策補助金 300 万円ですね。これについては、たぶん 2 月 5 日、6 日の大雪だったと思うんですけども、これに関する説明っていうのが一切ない。で、どういう対策をとっていくのか、という説明も全くないです。それでこの雪害対策について、概要を説明お願いしたいというふうに思います。

○議長(細川勝弥君) 関連ですか。

3番、渡辺君。

○3番(渡辺保夫君) ほとんど聞く内容は似てるんですけど、要するにこの300万の事業のうち、進捗状況、今どんなふうになってるか。で、これ、繰越かける分はどれくらいになるのか、それも追加してお願いします。

○議長(細川勝弥君) 秋山農政課長。

○農政課長(秋山照幸君) 行政報告のほうでも一部、農業被害があったという部分についてご報告。

今回の大雪の被害については、2月21日付の部分でご報告させていただきましたけれども、農業被害として96件ありまして、それで静内地区におきましては、42件246棟の被害があったと。そのうち畜舎、これらについては、7件11棟が被害があったということです。三石地区につきましては、54件、54戸っていうことですね。171棟の被害があって、その内畜舎につきましては、9件10棟ということでございまして、被害額につきましては行政報告にさせていただいたとおりということでございます。被害につきましては、そのようなことでございますが、この被害発生からですね、これまでの対応等につきましては、池田議員、そして下川議員からのご質問があるんですが、どこまで言えばよろしいのでしょうか。

○議長(細川勝弥君) では、休憩しますか。いいですか、はい。

秋山農政課長。

○農政課長(秋山照幸君) 対策につきまして申し上げますと、2月5日に記録的な大雪が降りまして、町としましては、本部立ち上げた日としましては、8日の午前9時ということでございまして、その翌日付で、実は両農協、静内、三石それぞれの農協さんのほうから、どのようなことを要望があるのっていうような部分でご要望書をいただいております。それらについてざっくり申し上げますと、まず、大きく3つに分かれているものと私としては考えております。一つは、まずこれだけの記録的な大雪があったことに対する除雪ですね。これをまずしてほしいと。次に、その後再建というか、また設置するうえで必ず必要なその撤去ですね、解体撤去。これに係る分。最後に、実際にハウス等を構築するための設置費。この3つについて、とにかく被害に遭われた件数も80戸、90戸にわたっておりますし、被害額も今新聞等によりますと、9億、10億という話もありますので、広域そして規模が大きいというようなことでございまして、私どもとしましては、できるだけ速やかに対策しなければならないということで、町としての部分は当然ですけども、国ですとか、北海道ですとか、そういった関係機関、団体、そして、関係先、議員の皆さんですとか、国会議員、道議員、こちらのほうに入ってこられた議員の皆さん含め、いろいろ要請活動をしてきたところでございます。そういった中で、町としていち早くしなきゃならない部分としての除雪ですとか、あるいは撤去、これらにまずは集中的に取り組もうというようなことで、人的な支援、これらにつきましては、例えば町の職員でいきますと、2月17日から2週間ということで支援をさせていただくというような動きがございました。それ以外でも、2月11、12日につきましては、担当課のほうで現場に入らせていただいたり、そのほか、これだけの規模が大きい中では、やはり人数かけて支援いただかないと、なかなかというようなことで、自衛隊のボランティア団体さんがあって、そちらのほうから支援させていただいてねっていうお話がありまして、それにつきましてもありがたくお受けしまして、お願いをし、2月22日から24日まで、180人程度のボランティアの方が入っていただいております。そのほか、今月につきましては、

社協さんが中心となって、全道にボランティアを呼びかけていただくということをしていただいております。予定としましては、3月17、18、19日のこの3日間と24、25日、土日、土日、月曜日も入りますけども。この5日間、各日100名規模ということで募集をしていただいております。あと、まだまだ申し上げなければいけないことがあると思うんですけども、それで現場どうなってるって話ですね。関連で今、ご質問あったところでございますけれども、地元の農協のほうで、被災を受けた農家さんのほうに直接入って、今後のその営農に係る意向ですね、ハウスをどうしたいのと、あるいは被害をどうしたいのというお話を聞いているようでございまして。例えば、静内地区なんかでは、新規就農した農家さん4戸。ここが被災を受けました。そんなことで、1日でも早く再建をしなきゃならないだろうというようなことで、本部会議の中でもあったんですが、やはりこの機械力、重機を入れて、早いところ現場のハウスの解体そして撤去、これを進めないといけないというような話があってですね、それらのことを、地元の要望等を受けて、町としていち早くその後の補正、今回の補正に予算計上させていただいてるということでございます。現場につきましては、ざっくり数字で申し上げますと、被害を受けた棟数的には大体400棟ぐらいですね。現状で400棟ぐらいありまして、そのうち何とか機械力も含めて、何とかしてほしいんだっていうところが、約3割にあたる125棟。これらの部分で要請がございまして、そのうち要請があった分の65パーセント程度、ほぼ完了と。ただ、議員の皆さんご案内のとおり、これだけの大雪でございまして、例えば、パイプというのは、パイプはとれても、切れても、その内側に雪がこうまだ残っているということで、その上に雪が乗っかっていて、ビニールがあって、雪が乗っかって、そこを機械力をもって本当に早くやりたいって、やれるだろうっていう思いでやってたんですね。それが現場に入りますと、全然思うようにいかなくて、これはもうちょっと雪解けを待たないと進まないな、というようなことでわかってきたところでございます。ですから、当初補正予算をあげさせていただく考え方としては、4トンの重機で75日分ぐらい、1日あたり4万円程度のリース料という話があったもんですから、両地区合わせて75日程度分あれば何とかしていけるのではないかと、当面そのような考えでもって300万をこのたび計上させていただいているところでございます。しかしながら、それを実際に現場にすぐ入れたんですけど、一番早い部分として静内地区の東別地区に2月19日から重機が入ってございます。その後、現在も地区的には、静内田原地区、そちらのほうに入って、東別地区につきましては、ほぼ撤去については終わってございます。残すところは先ほど私申し上げたとおり、ハウスの中の雪が乗っかっている部分のビニールを、ビニールプラスそこにまた鋼材が入ってございまして、それらの撤収ですとか、分別ですとか、そこら辺がまだ残ってございます。ですから、機械力を入れて、やれるところまではやってるんですが、完璧に更地になったってことではないんですね。そういったところは、まだ残っていると。手をかけているところを、あるいは支援要請あった部分につきましては、申し上げたとおり、65パーセントぐらい終わっているんですが、これを今回約400棟の被害があって、全体で見ますとまだ2割程度しか終わっていないというのが実情のようでございます。支援要請をされない農家さんにつきましては、各自自分でやるからいいよと。機械じゃなくて、部品とか自分で取りたいからいいよとか、あるいはこれだけの被害受けたんで、自分の年齢あるいは後継者等々のことを考えて、ちょっとどうしようかなって迷っている方、あるいはその国、あるいは道の、あるいは町等の支援策が出る。これを見て、どうしようか、こうしようかという方もいるようでございます。先ほどざっくり申し上げました

けれども、今のところは一段落というか、人的な支援の部分につきましては、今週の日曜日ぐらいで1回本部の組織が入るってことはちょっとストップしてまして、もうちょっと雪解けが進むというか、暖かくなるところを待って、先ほど申しあげました社協さん中心のボランティアが入っていただくとか、これらの動きに合わせて動きを再開するとか、その間、農家さんにつきましては、それぞれの自分の圃場の作付の準備は、怠っていないわけで、それはそれでされてるわけです。その天気、雪解けをにらみながら、今進めてきているというような状況でございます。

○議長(細川勝弥君) 4番、川端君。

○4番(川端克美君) 大変こう聞き方がまずくて、あとに一般質問をされる方にご迷惑かけてるようなんですけども。その300万の内容というのは、重機代だけということなんですね。そのことを一つ確認とですね、今の課長の答弁の中で除雪とか、撤去再建、それからまたさらにハウスを設置していくということが農家のほうのこれからの考えていくこととしてはあるというお話もされてたんですけども、この補助金については、そういうことだということで支援っていうことについては、またさらに新年度になってから対策を考えていくということなんですか。支援については、この300万ですべて終わりってことなんですか。

○議長(細川勝弥君) 秋山農政課長。

○農政課長(秋山照幸君) ご質問に答えます。今回の300万の部分につきましては、とにかくまずはその再復旧復興に向けての第1歩。これを後押しするというか、支援することがまず最初に来るであろうと。その間、人的支援ということで人が現場に入って行って、いろいろ作業をしているということで、その300万につきましては、当初その我々単独で決めたということではなくて、現場の要望等を踏まえて、やはり、例えば、繰り返しになるかもしれませんが、新規に入ってこられた方につきましては、今年1年間何も作れないという話になると、収入の道がなくなるわけですね。営農だけじゃなくて生活も大変になっていくってことで、それで急いでやるためにはやっぱり機械の力が必要であろうと、重機が必要であろうということで考え方としては、当初の300万円については、重機1日あたりリースすると4万円の75日程度というようなことで考えておりますが、実際私どもこれだけの大規模な大雪の被害に遭ったことがない。農家さんも初めての方が多いんですが、実際に入ったら、なかなか機械力も通用しないというか、より効率的なこの形でできることはできるんですけども、そのすべてを機械力でできることができてないということもわかった中で、さらにこれだけ400棟規模のビニールハウスがあるということで、そのビニールハウスの処理費っていうんですか、これも結構膨大になってくると、こういったことに関する支援なんかも町のほうでお願いしたいなというようなお話も実際ございます。当面、今回あの300万で足りるかどうかというのは、まだよく状況的にはわからない状況でございます。ただその後、例えば、土地がまっさらになったあとに、今度はハウスを建てたいというところで、その部分で生産者の負担を極力少なくしてほしいということで私ども要望書は、出しているということは、行政報告させていただいておりますけれども、例えば、新品のハウスを建てて、10棟中9棟も潰れてしまったところもあるようです。これをもう一度建てるという話になりますと、いわゆる二重債務みたいな話も出てきます。こういったことを含めて、私どもとしては、なんとか他の雪国、福井県の豪雪4メートル何ぼだとかと比較しますと、観測記録上では40センチとかということで、10分の1程度なんですけど、もっと奥行きますと1メートルくらい降ったというところもあるようなんですけど、何とかその生産者の負担を極力少ない中で再建に

向けて、そして私どもとして考えなければならないのは、やっぱり産地が、ここまで成長した産地がおかしなことになると、衰退していくということだけは避けなきゃならないということは事あるごとに、皆さんに訴えるというか、させていただいてきているところで、北海道知事ですか、北海道議会の皆さんもこちらのほうに見えられておりますし、国会議員の皆さんも見えられてございますし、道議会議員の皆さんも見られている中で、何とか、この道を早く早く明らかにしてほしいというか、それを踏まえた中で町としてどういったことができるのか、よく精査した中で対応していかなくちゃならないものと考えてございます。

○議長(細川勝弥君) よろしいですか。

4番、川端君。

○4番(川端克美君) 課長のご説明はよくわかるんですけども、この300万については、撤去費用の経費をみたということですよ、重機の撤去費用をみたってことですよ。これからのことはちょっとあれですけども、まだ必要に応じて災害対策を、対策費をみていく可能性っていうんですか、そういったことも考えていかなければならないということなんですよ。ちょっと確認だけ。

○議長(細川勝弥君) 秋山農政課長。

○農政課長(秋山照幸君) 私として、その300万を超える部分として、今後もその300万円の部分につきましては、その対象経費当初、その重機の分だけっていうような想定の中で計上した部分もありますが、実際に現場から上がってくる声っていうのは重機だけじゃなくてですね、再建に結びつけていくためには、それ以外先ほど申し上げたハウスビニールの処理だとか、そこら辺の経費なんかも何とか見てほしいなっていうようなお話がございますので、今後必要な検討をしていかなければならないと考えてるところでございます。

○議長(細川勝弥君) 5番、木内君。

○5番(木内達夫君) この300万円の撤去費用ですね。これは機械での導入ということなんですけども。それで私確認したいのは、しずない農協、これは機械を使って撤去をいち早く始めた。東別の沢見ますと、西端三石地区ですね。そういう中でみつし農協の対応が、機械を入れないんだと。ということは、しずない農協とみつし農協の対応が違うということで、西端の農家の方が機械の導入を求めているも、それがなかなか農協のほうで導入しないでやるんだというようなことがあって、なかなか進まないということを聞いてるんですが、その対応の違いとどうということなんですかね。そこだけ確認させてください。

○議長(細川勝弥君) 秋山農政課長。

○農政課長(秋山照幸君) 農協の対応がどう違うのかというところ、なかなか私としてどっちがいいとか、どっちが悪いとかっていうのは言いづらい話なんですけど、私見を述べさせていただけば、例えば静内地区なんかは、新規就農者がいるというようなことで、とにかく1日でも早く機械を使って、再建に向けなきゃいけないっていうようなお話が当初からあったっていう中で、機械使用を進めてきたというのはあると思います。ただ、私どもとしましては、対象経費として機械については、どちらの農協さんにも使っていていただいて、農協さんが事業主体でやっていただいて構わないですよ。そして、生産者さんから早くやってくれて声があれば、何とかそういった補助があるので、それを含めて検討して、何とか前に進めてほしいんですよということは申し上げさせていただいてるところではあります。

○議長(細川勝弥君) 5番、木内君。

○5番(木内達夫君) 確認です。結局、町では機械を導入して撤去するということについては、両農協に説明していると。現在の段階では、みついし農協としては、それはそういう方法をとらないという考え方でいるということなんですか、その辺の確認だけさせてください。

○議長(細川勝弥君) 秋山農政課長。

○農政課長(秋山照幸君) みついし農協さんで全く重機を入れないっていうことは、聞いてはございません。ただ、静内地区の状況は、やはり聞いたりなんだりしている中で、生産者からもっと機械を使ってやってくれて話があれば、みついし農協さんのほうでも検討はするものだという認識ではいます。

○議長(細川勝弥君) よろしいですね、はい。

では、次へ進みます。93、94 ページ。

[「なし」と言う人あり]

○議長(細川勝弥君) 95、96 ページ。

[「なし」と言う人あり]

○議長(細川勝弥君) 97、98 ページ。

[「なし」と言う人あり]

○議長(細川勝弥君) 99、100 ページ。

3番、渡辺君。

○3番(渡辺保夫君) 分収造林事業で900万ちょっと予算落ちてるんですが、900万って言ったら、これ1事業を全くやめたってことですか、ちょっとこの中身説明してください。

○議長(細川勝弥君) 早瀬水産林務課参事。

○水産林務課参事(早瀬秀一君) 今の質問、ちょっと後ろのほうではっきりと聞こえなかったんですけども、すみません。分収造林事業の900万円の減額のことですよ。はい。

これにつきましては、まず、当時町で要望した事業量が減となりまして、そうなったことによる事業費の減が主でございます。その内容につきましては、主な大きな内容でございますけども、分収造林事業の中で、除間伐事業という事業がございます。除伐、間伐。これは当初、当町が要求してた面積が約12ヘクタールほど減となり、これが500万円ほど減と。それから、準備地拵えと言いまして、翌年の春に植栽する部分の前年の秋に準備で地拵えをするという事業がございます。これにつきましても、当初予定よりも面積が約4ヘクタール減ということによる、約250万円ほどの減。これらがトータルされまして、約900万円の減ということになってございます。

○議長(細川勝弥君) 3番、渡辺君。

○3番(渡辺保夫君) 減なるのはわかるんだけどもね。例えば、分収林の場合は相手がいて、町と翌年度からか年度当初かわからんけども相談しながらやって、かなり計画的にやる事業だと思っているものだから、その11ヘクタールも減るといのは、どういうことでそんなに面積減っちゃうんだろうかなという部分。

○議長(細川勝弥君) 早瀬水産林務課参事。

○水産林務課参事(早瀬秀一君) 町の予算の要求を出すのが10月いっぱいでございます。その当時に、当然計画的に例えば三石地区しか今この事業もやっておりませんが、川上地区に何ヘクタール、清瀬地区に何ヘクタールということで、当初要求は町にまずします。で、分収のほ

うに、12月末まで、中くらいだと思うんですけども、分収のほうにはまた、この当時ですから、平成29年度の予算を要求するのが12月の中くらいです。事業量が確定されるっていうのが、翌年の4月の中くらいに、全道の会議がございます。その中で、分収のほうから新ひだか町さんは、計画がこう挙がってますけども、全道をならしますとお宅さんは今年はこれだけですというような形で、こちらで計画は組んで要求はするんですけども、分収が全国的な事業でやっておりますので、その中での配分となってきますので、こういったことが起きるといことがございます。逆にお金がちよっと余ってますって時には、新ひだかさんやらないですかっていうことも過去にはございました。

そういうことで、答弁させていただきます。

○議長(細川勝弥君) よろしいですか、はい。質問される方は、何ページの何と言ってからお願いします。

次に進みます。101、102ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 103、104ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 105、106ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 107、108ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 109、110ページ。

18番、下川君。

○18番(下川孝志君) 109ページの街路灯防犯灯管理経費のところなんですけど、ここでは金額が増えてますけども、1件私のところにも相談があって市街地外では、例えば牧場がその町がやってくれないんで、外灯をつけてくれたけれども、景気の良いときはつけてくれたけど、だんだん維持する管理するのも大変なので、LEDに替えるときにそれを見てくれないかとか、町管理に移してもらえたらありがたいけどという話があったんですけども、今実際に町が把握している中で、自治会等がやってたときに、その寄附を受けて、民間から寄附を受けて維持管理してた、または、自治会から要望があって、外灯を整備していったっていうところもあると思うんですが、その辺の比率だとか、また要望に対してどういう対応をしているのか、それが自治会からそのような要望も挙げてきたことを整理していったら、このようなプラス補正をしたということなのか、ちよっと経緯も含めて、説明していただきたいんですが。

○議長(細川勝弥君) 酒井建設課長。

○建設課長(酒井 隆君) 109ページの防犯灯の経費について、まず増額補正につきまして、内容をご覧になってるようにならぬ費用の光熱費317万4,000円を増額させてもらっています。これは電気料金のアップに伴う増額ということでご理解ください。それと防犯灯の設置について、地域で少ない、または多い、そういうようなご意見があるかと思いますが、今現在、町のほうでは、町の管理している防犯灯は約2,200灯ございます。それで、地区によっては自治会より防犯灯を減らしてほしい、または追加してほしい、こういう形で自治会要望等を毎年5月、6月に各自治会さんに問い合わせさせていただいてます。その中で、町の予算の許す範囲で現地の状況を確認す

るんですけども、防犯灯の増設等の対応をさせていただいてる状況でございます。

○議長(細川勝弥君) よろしいですか、はい。

次行きます。111、112 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 113、114 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 115、116 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 117、118 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 119、120 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 121、122 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 123、124 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 125、126 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 127、128 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 129、130 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 131、132 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 133、134 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 135、136 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 137、138 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 139、140 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 141、142 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 143、144 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 145 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) とりあえず、145 ページまで。

以上で歳出を終わります。

歳入に入ります。よろしいですか。

10 ページありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 11、12 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 13、14 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 15、16 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 17、18 ページ。

13 番、福島君。

○13 番(福島尚人君) はい。18 ページの最後の商工使用料。このふれあいプラザ使用料とピュアプラザ使用料なんですけども、これ年間あんまり使用料の収入がない中で、比較すると 48 万 2,000 円と 89 万 6,000 円というのは、かなりの減収になったと思うんですけども、ふれあいプラザっていうのは恐らくみついしふれあいプラザだと思うし、ピュアプラザっていうのは、ピュアの 2 階だと思うんですけども、かなりのですね、予算の使用料の予算から取れたらかなりの減額でないかと。これについて、何か特別な理由があったら教えていただきたいと思います。

○議長(細川勝弥君) 山口商工労働観光課長。

○商工労働観光課長(山口一三君) まず、ふれあいプラザのほうなんですけれども、例年と比較して葬儀の実施回数が、例年 10 数回使われたものが、本年については、まだ 5、6 件というふうに、回数が極端にちょっと減っている部分でふれあいプラザの部分は減少となっております。

また、ピュアプラザにつきましては、例年町外の事業者さんが見えて、即売会だとか、そういったことを開催してたんですけど、今年 3 件ほど例年使われていた事業所さんが今年はまだみえていないということで 3 月までの見込みで減というふうにさせていただいています。

以上です。

○議長(細川勝弥君) よろしいですか。

では、次に行きます。19、20 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 21、22 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 23、24 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 25、26 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 27、28 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 29、30 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 31、32 ページ。

20 番、川合君。

○20 番(川合 清君) 32 ページの不動産売払収入についてお聞きしたいんですが、土地売払収入で141万円、建物売払で174万8,000円と、これが出ているんですけど、これはどこの土地とその土地に建てている建物というふうになるんですか。また別々なのでしょうか。物件の場所と旧名称を教えてください。

○議長(細川勝弥君) 田口契約管財課長。

○契約管財課長(田口 寛君) まず、土地の売払収入ですけれども、141万円のうち72万1,000円分については、一応、当課の管理の分で、これにつきましては、第二中学校の旧教職員住宅を公募で売却が決定しておりますので、その分の面積でいきますと4万5,900平米ぐらいあった土地のうち、その住宅の部分だけ6,000平米。これを売却決定しておりますので、その部分で72万1,000円分です。それと建物が8棟ありましたので、建物で8棟分で174万8,000円。これが売却決定ということでございます。で、土地の分のうち、ちょっと、140万円のうち70万円については、建設課ですか。

○議長(細川勝弥君) 酒井建設課長。

○建設課長(酒井 隆君) 土地売払収入につきまして、建設課案件が1件ございまして、68万9,000円になります。これにつきましては、日高目名川の河川敷になりますが、道道の目名地区沿いの新冠側になるんですけども、元河川敷、こちらを地先の農家の方に払い下げしたっていう状況でございます。

○議長(細川勝弥君) 20 番、川合君。

○20 番(川合 清君) 報道かなんかで聞いているんですけど、旧二中のところで、何だかやるっていう話、新聞に出たような気がするんですけど、残ったところが利用できないような変な形の売り払いになるのかなと思って心配してみたんですけど、そういうおそれはありませんか。

○議長(細川勝弥君) 田口契約管財課長。

○契約管財課長(田口 寛君) 静内第二中学校の利活用につきましては、このたび、一部分ですけれども、賃貸という形で決定をしております。校舎でなくて、この売り払いにつきましては、旧教職員住宅の8棟分の売り払いの収入でございますので、二中のほうにつきましては、今売却が決定したというわけではなくて、賃貸が一部決まったということでございます。

○議長(細川勝弥君) よろしいですか。

20 番、川合君。

○20 番(川合 清君) いろんなことを言う声が耳に入ってくるもんだから、例えば、二中の体育館は危険な建物だよというふうに言って、これは私たちは使えないものだと、解体するか、大幅に補強工事が必要などだよと。ところがそれを大した補強もしないでそのまま使うとかね。そういうふうになるのかっていうふうには、心配になってくるんですよ。ですから、そういう危険なものを売るとか買うとかというふうには、売り主の責任っていうふうに言われるほど、大げさなのか大げさでもまだ足りないのかっていう、そういう心配やなんかが起こるような、そういう売却だとか賃貸だとかというのは、すべきでないではないかというふうに思っているんですが、建物を一部貸すとかね、あるいは一部を売るとかっていうふうになると、残った部分じゃあどうすんだって、こういう心配なんか当然、町民としてはすると思っているんですけど。そういうお

それは無いような売却や賃貸なのかと。ここのはっきりした答弁だけは受けておきたいなというふうに思っておりますが。

○議長(細川勝弥君) 坂総務企画部長。

○総務企画部長(坂 将樹君) 今回の3月補正については、前段で契約管財課長が言ったとおり、旧職員住宅の売却ということですので、まずそれをご承知いただきたいと思います。

それで、校舎のその賃貸というか、それについては、1月から賃貸してはありますが、これからの状況で、その校舎の部分、最終的にどのようなですね、今準備段階ですけれども、その後でどういう賃貸になるのか。それで向こうの業者側さんは、その建物を最終的には買いたいという方針を持っておりますから、それまでの間に相手側といろいろ協議をしながら進めていきたいと思っております。

ちょっと繰り返しになりますけれども、今回の補正は、職員住宅部分の売却だということでご理解をいただきたいと思います。

○議長(細川勝弥君) はい。

次進みます。33 ページ、34 ページ。

18 番、下川君。

○18 番(下川孝志君) あの32の物品売払収入のところが、毎年堆肥を売ってくれていて、非常に野菜や花きを、花を作ったりする人たちにも喜ばれていますけれども、当然それが町民に喜ばれる事業として定着してきていると思うんですが、この素材収入に入っているのかその他に入っているのか、それはどちらに入っているのかをちょっと確認したいんですが。

○議長(細川勝弥君) 少々お待ちください。

藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) すみません、お時間取らせて申し訳ございません。今回、堆肥の部分については、補正ではありませんので、現状の予算通りということでございます。

○議長(細川勝弥君) 18 番、下川君。

○18 番(下川孝志君) 補正だし、予算以外はここで聞くしかなかったの。ですから、どこに入ってますかって聞いているの。町民に対して説明できるから、せっかく人気もあるし、あれだけの量、土日、土日売ってるわけだから、結構な金額があるはずだからね。それで、どっちに入れますかってことなんです、私が聞いているのは。

○議長(細川勝弥君) 秋山農政課長。

○農政課長(秋山照幸君) 16 款の財産収入。こちらのほうで、科目としては計上しているということでございます。

○議長(細川勝弥君) 坂総務企画部長。

○総務企画部長(坂 将樹君) すみません。当初ではですね、堆肥売払収入ってということで、当初予算では項目を見ている。ただ、今回補正で動きがないので、補正予算書としては、その項目が出てこないということでございます。

○議長(細川勝弥君) いいですね、はい。

では次に進みます。33、34 ページ。

【「なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 35、36 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 37、38 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 39、40 ページ。

4 番、川端君。

○4 番(川端克美君) すみません、さっきの下川議員の質問で、よくわからなかったんですけども。40 ページのですね、このバーク売払代金っていうのは、なんのバークなんですか。

○議長(細川勝弥君) 秋山農政課長。

○農政課長(秋山照幸君) これ、農家さんから堆肥場のほうに堆肥を持ってきていただいたときに、水分調整するためにバークを買っていただいていると。その代金ということで予算計上させていただいているものです。

○議長(細川勝弥君) よろしいですか。

次、41、42 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 43、44 ページまで、よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 次に、6 ページ、7 ページの「第 2 表 継続費補正」から「第 4 表 地方債補正」を一括質疑願います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) はい、質疑なしと認めます。

以上で、議案第 2 号の質疑を終わります。

次に、議案第 3 号、平成 29 年度新ひだか町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 3 号の質疑を終わります。

次に、議案第 4 号、平成 29 年度新ひだか町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)の質疑を行います。歳入、歳出について、一括質疑願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 以上で、議案第 4 号の質疑を終わります。

次に、議案第 5 号、平成 29 年度新ひだか町簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)の質疑を行います。歳入、歳出、「第 2 表 地方債補正」について、一括質疑願います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 以上で、議案第 5 号の質疑を終わります。

次に、議案第 6 号、平成 29 年度新ひだか町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)の質疑を行います。歳入、歳出、「第 2 表 地方債補正」について、一括質疑願います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 以上で、議案第 6 号の質疑を終わります。

次に、議案第 7 号、平成 29 年度新ひだか町介護サービス事業特別会計補正予算(第 5 号)の質疑

を行います。歳入、歳出について、一括質疑願います。

【「なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 以上で、議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案第8号、平成29年度新ひだか町水道事業会計補正予算(第3号)の質疑を行います。収入、支出、資本的収入支出、第2条及び第5条から第8条について、一括質疑願います。

18番、下川君。

○18番(下川孝志君) ここで30戸増えているわけですけども、総体的にはこう人口が減っていく傾向だとかということが危ぶまれてますけど、これは一戸建ての家が30戸増えたという理解でいいんでしょうか。このプラス30の内訳は。

○議長(細川勝弥君) 野本上下水道課長。

○上下水道課長(野本武俊君) これにつきましては、住宅の戸数だけというわけではなくてですね、契約、メーター器をつけているのは、1万1,000件くらいございます。現在使っているものが9,000件ということでございますので、それが当初よりも30件増えたというかたちでございます。

○議長(細川勝弥君) ほかがございませんか。

以上で、第8号の質疑を終わります。

次に、議案第9号、平成29年度新ひだか町病院事業会計補正予算(第4号)の質疑を行います。収益的収入支出、資本的収入支出、第2条及び第5条から第8条までについて、一括質疑願います。

【「なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) はい。以上で、議案第9号の質疑を終わります。

議案第2号から議案第9号までの8件に対して、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これから議案第2号平成29年度新ひだか町一般会計補正予算(第7号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成29年度新ひだか町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成29年度新ひだか町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成29年度新ひだか町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成29年度新ひだか町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成29年度新ひだか町介護サービス事業特別会計補正予算(第5号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成29年度新ひだか町水道事業会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成29年度新ひだか町病院事業会計補正予算(第4号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時31分

○議長(細川勝弥君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第10号から議案第17号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(細川勝弥君) 日程第9、議案第10号、平成30年度新ひだか町一般会計補正予算から議案第17号、平成30年度新ひだか町病院事業会計予算までの8件を一括議題といたします。

平成30年度予算編成方針について説明を求めます。

町長。

[町長 酒井芳秀君登壇]

○町長(酒井芳秀君) 本日、ここに平成30年度新ひだか町各会計予算のご審議をしていただくにあたりまして、その編成方針をご説明申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、平成18年3月の新町誕生以来、初代町長として、これまでの3期12年間、町政執行の重責を担ってまいりました。振り返ってみますと、公正、思いやり、郷土愛、そして融和と一体を町政の基本的な姿勢として取り組みながら、3期目では、この町の魅力や潜在能力を引き出し、さらに輝きのある、ふるさと新ひだかを目指し、微力ではありますが、渾身の努力をしてまいりました。この間、町政全般にわたり、町民の皆さんをはじめ、議会議員の皆さんにおかれましても、ご支援、ご協力を賜りましたことに、心より感謝申し上げます。

国の経済を見ますと、緩やかな回復基調が続いていると言われておりますが、潜在的な成長率は、依然として低い状況となっており、国の施策であります新3本の矢を中心とした成長戦略を通じて、民需主導の経済成長ができる環境になることを期待せざるを得ない状況となっております。

国の平成30年度予算につきましては、経済財政再生計画の集中改革期間の最終予算として、経済再生と財政健全化を両立する予算としており、人づくり革命、生産性革命及び財政健全化を重要課題とした予算となっており、前年度と比較し、0.3パーセント増の97兆7,128億円のフレームとなっております。

一方、地方財政については、国の成長戦略による経済効果は、一部の主要都市圏を除き、実感できておらず、税収の大都市集中や社会保障費、インフラの更新費用の増大などにより、地域間格差が生じているものと考えております。このことを受けて、地方公共団体の予算編成の指針とも言うべき地方財政計画においては、地方が子ども子育て支援や地方創生、公共施設等の適正管理計画などに取り組みつつ、地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、前年度を下回らないよう、実質的に同水準を確保することを基本としております。

このような状況のもと、本町の財政状況を言いますと、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、依然として高い比率となっており、財政の硬直化が顕著で、これは行政サービスの多種多様化による経費の拡大や見直し不足、新たなサービスの検証不足が最大の要因であるものと認識しており、これに加え少子高齢化や人口流出に伴う、人口減などの社会的環境の影響が重なり、厳しい財政運営が強いられております。よって、身の丈に合った歳出規模に転換していくことが、本町が将来にわたって活力ある地域として発展し、この町で暮らす人々が暮らしに幸福と充実を感じ、生涯を通じてこの町に進みたいと思えるまちづくりの実現となるものであり、現実性のある財政運営を最優先課題としてとらえる必要があるものと思っております。

ご承知のとおり、本年4月は私を初め、議員皆さんにおかれましても、任期満了に伴います一般選挙が執行されますので、本定例会に提案しました平成30年度各会計予算案は、人件費、扶助費、公債費の義務的経費のほか、行政の継続的運営に必要な経費を主体とした骨格予算編成としておりますが、前年度以前から実施しております事業や緊急性を必要とする事業、当初予算に計上しなければの住民の生活に影響がある経費などの政策的経費につきましても、その必要性、優先性を十分に検討し、計上することといたしました。

前段でも申し上げましたが、真に必要な施策の選択と重点化による広角的な財源の活用、民間活力の導入、事業評価による施策の改善や見直し、廃止を適切に行いながら、徹底した歳出抑制

を図るとともに、合わせて、受益者からの適正な負担を求めていくことを念頭に置きながら、持続的で良質な行政サービスを提供するためには、本町が抱える課題も多い中で、これらにも積極的に取り組みながらも、新財政計画に掲げる数値目標、予算規模 146 億 9,600 万円を達成することが必須であるとして、平成 30 年度予算を編成したものであります。

以上の基本方針に基づいて予算編成した結果、一般会計 140 億 9,868 万 6,000 円、対前年度比 12.2 パーセント減。特別会計等 88 億 7,642 万 1,000 円、対前年度比 9.6 パーセント減。合計 229 億 7,510 万 7,000 円、対前年度比 11.2 パーセント減となりました。

予算案の細部につきましては、後に関係課長等から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げ、予算編成方針の説明といたします。

○議長(細川勝弥君) お諮りいたします。ただいま議題となりました、議案第 10 号から議案第 17 号までの 8 件については、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思ひます。

ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号から議案第 17 号までは、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第 10 号から議案第 17 号までの 8 件については、全員で構成する予算審査特別委員会を設置して、これに付託し審査することにいたしたいと思ひます。

ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号から議案第 17 号までの 8 件については、全員で構成する予算審査特別委員会を設置して、これに付託し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置いたしました特別委員会の委員長には、2 番、志田君。副委員長には、12 番、池田君が就任することにいたしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 異議なしと認めます。

予算審査特別委員会の委員長は、2 番、志田君。副委員長は、12 番、池田君に決定いたしました。

◎延会の議決

○議長(細川勝弥君) お諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思ひます。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】。

○議長(細川勝弥君) 異議なしと認めます。

本日はこれにて延会することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長(細川勝弥君) 本日はこれで延会いたします。
ご苦労さまでした。

(午後 3時42分)